墨田区男女共同参画推進プラン

進捗状況報告書

【令和元年度実施事業】

令和2年度墨田区

はじめに

墨田区では「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、平成18年4月から施行しています。また、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する行動計画 「墨田区男女共同参画推進プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第11条に基づき「墨田区男女共同参画推進プラン」の進捗状況について、区民の皆様に公表するものです。

一人ひとりが、個性と能力を発揮し、自分らしく伸び伸びと生活できる男女共同参 画社会を実現するため、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

令和3年1月

目 次

第1章 「墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)」・・・・・・ 1
1 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4 体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5 評価のしかた・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第2章 「プラン進捗状況及び所管課評価」・・・・・・・・・9
評価の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(1)男女共同参画意識を高めます・・・・・・・11
施策の方向(2)一人ひとりの人権意識を高めます・・・・・・17
施策の方向(3)心とからだを尊重する社会づくりを進めます・・・21
施策の方向(4)安心して暮らせる環境の整備を進めます・・・・30
基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向 (1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう
環境整備を進めます・・・・・・・・・33
施策の方向(2)男女がいきいきと働けるよう支援します・・・・37
基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ
施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます・・・・・4 1
第3章 「墨田区男女共同参画状況」・・・・・・・・・・・ 45
1 政策方針決定への女性の参画状況・・・・・・・・・・・46
2 審議会等における女性委員任用状況・・・・・・・・・・48
第4章 「墨田区男女共同参画推進委員会評価」・・・・・・・・ 53
基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(1)男女共同参画意識を高めます・・・・・・・54
施策の方向(2)一人ひとりの人権意識を高めます・・・・・・55
施策の方向(3)心とからだを尊重する社会づくりを進めます・・・56
施策の方向(4)安心して暮らせる環境の整備を進めます・・・・57

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向(1)子育て、介護等を男女が共に担えるよう
環境整備を進めます・・・・・・・・・58
施策の方向(2)男女がいきいきと働けるよう支援します・・・・59
基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ
施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます・・・・・60
総括評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
参考資料 「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」・・・・・・ 63

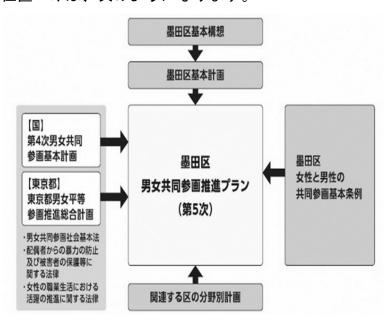
◆第1章◆

「墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)」

- 1 概要
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 体系
- 5 評価のしかた

1 概要

- (1) 墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)の目的及び位置づけ
 - ◆ 平成18年4月に施行した「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるもので、その位置づけは、次のようになります。



また、本プランは次のような性格をもっていることを念頭に「墨田区男女共同参画 推進プラン(第4次)」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

- **①** このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ② このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
- € このブランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく 「市町村基本計画」を包含して策定しています。
- **②** このプランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」第10条に基づき策定する計画です。
- 3 このプランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を 踏まえて策定しています。

(2)計画の期間

この計画の期間は、令和元(2019)年度~令和5(2023)年度の5年間です。

2 基本理念

墨田区では、平成17年12月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、 その中で男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。 本プランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に示された基本理念をふまえて、 「墨田区男女共同参画推進プラン(第4次)」で掲げた基本理念に、様々な個性・多様な 生き方を尊重することを新しい時代のプランの特徴として取り入れ、計画を推進してい きます。

すみだの男女共同参画社会の実現

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、 新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する 男女共同参画社会の実現

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ



条例第3条 基本理念

- 1 すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- 2 すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により 社会における多様な活動を選択できること。
- 3 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- 4 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- 5 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に 向けた取組がなされること。

3 基本目標

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

男女共同参画社会の実現には、個人が性別にかかわりなく、自分らしい生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。しかし、人々の意識の中には、長い時間をかけて形成されてきた性差観があり、なかでも固定的な性別役割分担意識は、時代と共に変わりつつあるものの、家庭、学校、職場、地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするためには、日常生活の中に潜む偏見や差 別意識を取り除くように努めることが大切です。

お互いの人権が尊重され、認め合い、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

男女共同参画の推進は、家庭、地域、就労の場などあらゆる分野での取組が重要です。また、働く女性の増加に伴い、法整備は進んできていますが、いまだ男性中心型労働慣行が根強く残っています。仕事と家庭の両立が困難となった場合に、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることが少なくありません。また、男性も仕事中心の生活により、職場での職責と家庭での経済的責任が課せられる傾向が強く、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、女性と男性が対 等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、家事や育 児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指します。

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。区民の身近な生活の場として、地域社会は区民生活の基盤となるものです。少子高齢化や家族形態の変化、人間関係の希薄化等が進み、地域における課題が多様化する中、地域社会が果たす役割はますます大きくなっています。家庭と共に最も身

近な生活の場でもある地域社会において、性別にとらわれず男女が共に防災、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、男女が協働するまちづくりにつながります。

性別にとらわれず、男女が地域社会をはじめあらゆる分野の意思決定過程に参画することによって、社会状況を改革・改善するために自ら潜在的に備わっている力を発揮していくことが可能な社会を目指します。

基本目標4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

男女共同参画社会に向けた取組は、条例で示されているとおり、区、区民、事業者及び 地域団体が連携(協働)して施策を推進する必要があります。計画の着実な推進に向け、 庁内の連携を密にして各課の施策に男女共同参画の視点から横ぐしを刺し、円滑に効果的 な施策推進が必要です。また、男女共同参画社会をより実現していくため、本計画を通し て目標や達成手段等の共有を図り、区、区民、事業者及び地域団体が連携することで、有 効的かつ総合的な計画の推進体制を確立します。

計画の体系 4

すみだの男女共同参画社会の実現 「認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向(1)男女共同参画意識を高めます

課題① 固定的な性別役割分担意識の解消

■男女共同参画施策に関する情報発信

- 1 区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信
- 2 男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行
- * 若年向け男女共同参画啓発冊子の発行
- 職員向け男女共同参画啓発紙「きらめき」の発行

■区民参加型の意識啓発事業の実施

- 3 すずかけ大学をはじめとする各種啓発講座の開催
- 4 男性の家事参加に向けた料理教室の支援 (男の料理教室)
- * 男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出

■情報の収集・把握・公表

- * 男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表
- 男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表

課題② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の

■児童、生徒への男女平等教育

- 5 男女共同参画観にたった教材等の見直し
- 6 男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施
- * 児童生徒の諸名簿における男女混合の推進
- * メディア・リテラシー教育の実施 * 家庭教育意識啓発パンフレットの配布

■教職員の意識の醸成

- 7 人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践
- * 性教育の推進

■家庭や地域への意識啓発

- 8 子ども会活動への参画に向けた意識啓発
- 9 男性の育児への参加に向けた家庭教育支援講座 の実施
- * PTA活動における男女共同参画意識の啓発
- * 男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援

施策の方向(2)一人ひとりの人権意識を高めます

課題① 人権意識の高揚と情報の適切な活用

■人権尊重の観点からの情報発信

- 10 区報への人権啓発コラムの掲載
- 11 区公式ホームページによる情報発信
- * インターネット等における差別的言動解消のための 啓発
- * 適切な情報の発信と活用のための啓発

■人権尊重意識啓発事業の実施

- 12 人権講演会の開催
- * 人権啓発冊子「人権感覚」の配布

■人権尊重と男女共同参画の視点の定着

- 13 差別事象発生時の職員対応方法の周知
- * 職員向け差別事象対応マニュアルの更新
- * 人権擁護委員との連携
- * 庁内刊行物等の点検
- * 人権や男女共同参画に関する研修の実施

課題② 多様な性(LGBT等)の理解と尊重

■性自認や性的指向等の理解促進

- 14 正しく理解するための情報発信・講座の実施
- 15 職員、教職員への意識啓発

■多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討

16 多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討

施策の方向(3)心とからだを尊重する社会づくりを進めます

課題① 配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・ 被害者支援【DV防止基本計画】

■配偶者からの暴力(DV)の予防・早期発見

- 17 パープルリボンプロジェクトの取組
- 18 予防啓発、相談事業の実施
- * DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知
- * 区民や事業者等との協力体制の強化

■被害者支援

- 19 DVに関する相談, 支援
- 20 関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の 充実
- * 被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援
- * DVやストーカー行為等の被害者への支援

■関係機関との連携及び体制の強化

- * 母子・父子自立支援員、女性相談員、 家庭相談員の研修の実施 関係相談団体間の情報提供、連携
- 〈ネットワーク会議〉

課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる 暴力の根絶

■男女共同参画社会を阻害する要因に関する

- 情報発信と啓発 21 区公式ホームページや啓発紙による情報発信
- * 児童虐待防止に向けた情報提供と啓発活動の実施
- * 児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携

■職員、教職員への啓発と研修の実施

- 22 教職員向けハラスメント防止の研修会の実施
- * 職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行

■ハラスメント対策、相談窓口の充実

- 23 ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立
- 24 子育て相談の実施
- * 相談窓口の周知
- * 「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等 相談窓口の周知
- * 女性相談の実施
- * 家庭相談の実施
- * ひとり親相談の実施

課題③ 生涯を通じた女性の健康支援

■健康づくりの知識の普及・啓発

- 25 区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信
- 26 健康づくりのための講習会の実施
- 27 妊産婦の喫煙防止の推進 * 母性保護と家族計画の充実(出産準備クラスの実施 ほか)
- * エイズ理解及び予防教育の実施

■検診実施、受診促進

- 28 がんの早期発見、女性の受診機会の拡大
- * 妊産婦歯科健康診査の実施
- * 骨粗しょう症予防対策の実施

■健康相談の実施

29 心の健康相談の実施

凡例

基本目標

目標数 4

施策の方向 施策の方向数 8

課題

事業 事業数 142 (延べ146)

通し番号の事業:評価対象事業 51

*印の事業:取組状況に変化等があった際に評価対象となる事業 91

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1

施策の方向(4)安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題① 経済的な困難を抱える人への支援

■困難を抱える家庭への相談の実施

- * ひとり親相談の実施(再掲)
- 女性相談の実施(再掲)

■生活支援の充実

- 30 ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
- 31 児童扶養手当・児童育成手当
- * 出産費用の助成
- * 福祉資金等の貸付事業
- * ひとり親家庭等医療費助成
- 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施

■福祉団体等への補助事業

- * 母子生活支援施設への助成
- 福祉団体への補助事業の実施

課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える 人が安全・安心に暮らせる環境づくり

■生活・福祉サービス情報の提供

- 32 外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケー 支援アプリ付きタブレット端末の窓口設置
- * 区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入
- * 外国語に対応したガイドブックの作成、配布
- * 障害者福祉のしおり「フレーフレーマイペース」の配布
- * 高齢者福祉のしおり「たんぽぽ」の配布

■安心して暮らせるまちの整備促進

- 33 英語と中国語による外国人相談の実施
- 34 介護事業者対象人権講演会の実施
- 35 バリアフリー化の促進
- * 区民参加型の家事援助の拡充(「ハート・ライン21」 * 事業)
- * 「あんしんバリアフリーマップ」の運営
- * 家庭相談の実施(再掲)
- * だれでもトイレの整備
- * 通訳翻訳ボランティア制度の導入
- * 日本語ボランティア教室との協働
- 在住外国人支援施策の実施

■就職に関するカウンセリングや相談

- 46 就職相談コーナー事業の実施 「就職・仕事カウンセリングルーム」
- 就労情報の提供「就職支援コーナーすみだ」

課題③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の 推准

- ■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動
- 47 ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施
- 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区 内事業所への啓発活動(再掲)

■「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

- * 次世代育成支援対策推進法に基づく 特定事業主行動計画の推進
- * 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進

基本目標2 女性も男性も輝き活躍 できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます

課題① 男女が共に担う子育てへの支援

■男性の子育て参画支援

- 36 男性のための育児教室の実施 (パパのための出産準備クラス)
- 37 男性の子育て参画支援講座の実施(父親対象事業)

■出産・子育て応援事業

- 38 出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」
- 39 学童クラブ事業の実施
- 40 一時的に子どもを預かる子育で支援事業
- 子育ての相互援助活動の実施 (ファミリー・サポート・センター事業)
- 訪問型保育支援事業すみだ子育て支援ネット
- 「はぐ(Hug)」 子育てサポーターの育成・活用
- 子育て自主グループの育成
- (子育て支援地域活動促進事業) すみだ子育てアプリの配信・運用
- すみだいきいき子育てガイドブックの配布

課題② 男女が共に担う介護(介助)への支援

■介護(介助)者への支援の充実

- 41 男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施
- 42 緊急一時介護・保護事業の実施
- * 障害者への巡回入浴サービスの実施
- * 高齢者の総合相談窓口業務の実施
- * 常時介護受給者用施設の整備促進
- * 認知症高齢者の施設の整備促進
- * 介護保険制度の普及と介護サービスの充実

施策の方向(2) 男女がいきいきと働けるよう支援します

課題① 働く場での女性の活躍推進

■管理・監督者への女性登用促進

- 43 女性職員へ管理職選考等の受験促進
- * キャリアアップ研修の実施
- 区報や区公式ホームペー 内事業所への啓発活動 ページの活用及び啓発紙による区

■什事と家庭の両立に資する保育の実施

- 44 保育に関する相談窓口の設置
- 定期的な保育の実施 (認可保育園、保育ママ、小規模保育所)
- 一時的な保育の実施 (緊急、延長、休日、病児・病後児)
- * 待機児童解消対策の推進

■女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

- 45 すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施
- 一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推 進に関する情報提供
- 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する 意識・実能調査の実施と公表
- 職員の男女共同参画に関する理解を深めるための 研修実施
- * 区職員対象の旧姓使用制度の実施

課題② 就業における男女共同参画の推進

■労働に関する情報提供

- 国や都の資料の活用や関係機関と連携しての 情報提供
- * 女性の就労に関する情報の提供

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる 分野で協働するまち すみだ

施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 意思決定過程への女性の参画推進 ■審議会等における女性委員の比率向上

- 48 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大
- 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

■政治分野における女性の活躍推進

* 政治分野における男女共同参画の推進に関する 法律の周知

課題② 地域における男女共同参画の推進

■地域における男女共同参画意識の啓発

- 49 地域で助け合う小地域福祉活動の推進
- * 団体・サークルの育成・支援
- 食育の普及、啓発

■男性の地域活動への参画支援

- 50 男性の社会貢献意識の向上促進 (老人クラブ活動の活性化)
- 定年後の男性の社会貢献意識の向上 (シニア向け講座や介護教室の開催)

課題③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

■防災分野での男女共同参画の推進

- 51 避難所運営体制の構築
- * 地域住民を対象とした防災講座の開催
- * 男女共同参画の視点で防災・防犯における意識啓発

基本目標4 区、区民、事業者等が 連携して施策を推進するまち すみだ

施策の方向 計画の推進体制を充実します

課題① 男女共同参画推進体制の充実・強化

- ■田区男女共同参画推進本部による施策の計画的カ
- 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による 効果的な事業実施
- * 墨田区女性活躍推進協議会の開催 * 墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置

* DV防止のための連携会議の開催

課題② すみだ女性センターの機能充実・活動強化

* 区民との協働による効果的な事業展開 課題③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

* 民間団体、企業への最新の情報提供

5 評価のしかた

(1) 評価方法

墨田区男女共同参画推進プラン(第5次:令和元年度~5年度)は、「基本理念」に基づく「基本目標」、それを実現するための「施策の方向」、具体的な「課題」、その方策としての「事業」により体系化されています。

「課題」の解決に向けて、各所管課が「事業」ごとに実施報告・自己評価を行います。 これに基づき「施策の方向」及び「プラン全体」について、墨田区男女共同参画推進委 員会が第三者評価を行います。

(2) 所管課の評価 (本書 第2章 P.9~)

「事業」について、所管課が当年度計画と前年度実施状況を報告します。各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」【表 1 】を明らかにし、それに基づく前年度実施状況の自己評価を【表 2 】のとおり行いました。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
1	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ゥ	性別に関係なく、人権が尊重される
I	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
+	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生
	活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【表2評価】

Α	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても十分な効果を発揮した
В	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても概ね効果を発揮した
С	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

[※] 特に、「男女共同参画の視点」から効果を評価することを徹底しました。

(3) 墨田区男女共同参画推進委員会による評価 (本書 第4章 P.53~)

(2)所管課の評価をもとに、墨田区男女共同参画推進委員会が「基本目標に対する効果」を「施策の方向」ごとに【表3】のとおり評価し、それをふまえて「課題」の総合的な評価を行い、さらにプラン全体の総括評価をしました。

【表3 基本目標に対する効果の度合い】

	大きかった	0
基本目標に対して	あった	0
効果が	少しあった	Δ
	なかった	×

◆第2章◆

「プラン進捗状況及び所管課評価」

凡例

【男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
1	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ゥ	性別に関係なく、人権が尊重される
I	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
+	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、 仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【評価】

Α	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても十分な効果を発揮した						
В	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても概ね効果を発揮した						
С	男女共同参画の視点において課題が残る						
D	計画通りには実施できなかった						

評価の内訳

基本理念		施策の	課題	全体 事業数	うち 評価事業	評価数 評価内訳 A B C D			n .		
垤忍			識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ	90		38	17	 +	1	0	1
				20			3		0	0	0
すみ			① 固定的な性別役割分担意識の解消(事業番号1~4)	9	4	5	2	3	İ		
だの			② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実 (事業番号5~9)	11	5	5	1	4			
男		(2)	一人ひとりの人権意識を高めます	14	7	7	2	4	1	0	0
女共			① 人権意識の高揚と情報の適切な活用(事業番号10~13)	11	4	4	2	2			
一多画			② 多様な性(LGBT等)の理解と尊重(事業番号14~16)	3	3	3		2	1		
社会		(3)	心とからだを尊重する社会づくりを進めます	31	13	16	11	5	0	0	0
の実			配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援 【DV防止基本計画】(事業番号17~20)	10	4	4	3	1			
現			② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶(事業番号21~24)	12	4	4	2	2			
			③ 生涯を通じた女性の健康支援(事業番号25~29)	9	5	8	6	2			
認		(4)	安心して暮らせる環境の整備を進めます	25	6	5	1	4	0	0	1
め合			① 経済的な困難を抱える人への支援(事業番号30~31)	10	2	2	1	1			
61			② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり(事業番号32~35)	15	4	3		3			1
支	2 3	て性も男	生も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】	38	12	12	6	6	0	0	0
え合		(1)	子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます	18	7	7	3	4	0	0	0
			① 男女が共に担う子育てへの支援(事業番号36~40)	11	5	5	2	3			
			② 男女が共に担う介護(介助)への支援(事業番号41~42)	7	2	2	1	1			
と		(2)	男女がいきいきと働けるよう支援します	20	5	5	3	2	0	0	0
I			① 働く場での女性の活躍推進(事業番号43~45)	12	3	3	2	1			
創			② 就業における男女共同参画の推進(事業番号46)	4	1	1	1				
るまち			③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 (事業番号47)	4	1	1		1			
7	3 1	生別にと	らわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ	11	4	5	1	3	1	0	0
す		(1)	男女共同参画の視点で地域力を高めます	11	4	5	1	3	1	0	0
みだ			① 意思決定過程への女性の参画促進(事業番号48)	3		1			1		
15			② 地域における男女共同参画の推進(事業番号49~50)	5	2	2	1				
			③ 防災・防犯における男女共同参画の推進(事業番号51 *)	3	1	2		2 *	事業含む		
	4 (、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ	7	0	—	0	0	0	0	0
		(1)	区の推進体制を充実します	7	0	_					
			① 男女共同参画推進体制の充実・強化	5		+			1		
			② すみだ女性センターの機能充実・活動強化	1	0	-					
			③ 民間団体、企業への情報提供と啓発	1	0						
				146	51	55	24	29	2	0	1

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(1) 男女共同参画意識を高めます 課題① 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画施策に関する情報発信

				-ジ、CATV等による情報発信		
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚			
	w) C) <i>M</i> J/K	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択		
内容		文化、物に、男が情報も関	な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活 貫行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時 女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた 直時発信します。また、CATVにおいて男女共同参画の啓発 女映します。			
		所管課	広報広耶	恵担当		
	Ī	事業計画	人権コラ	ラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。		
	評	В	実施状況	【墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)】 ・毎号77,400部発行 ・人権週間に合わせた特集を掲載した。 ・年間を通じて、すみだ女性センターの事業を21回、人権同和・男女共同参 画課の男女共同参画に関する事業を8回、人権コラムを3回紹介した。 ※ 直接的に男女共同参画に関係のない記事に関しても、イラスト等の色使 いに、性別役割分担意識を感じさせることのないよう、配慮できた。 【区公式ホームページ】 同様の内容を、区ホームページ内の区のお知らせへ掲載した。		
	価		評価 理由	すみだ女性センター、人権同和・男女共同参画課と連携しながら、区報へ掲載し、区民に周知することができた。		
	次	年度計画	人権コラ	ラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。		
		所管課	人権同和・男女共同参画課			
	1	事業計画	男女共同参画関連情報等を随時掲載する。			
	評 B		実施 状況	区のお知らせ掲載記事 ・4月1日号 墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)の周知 ・5月21日号 ワーク・ライフ・バランスセミナー「介護による離職を防ぐには」の開催参加者募集 ・6月1日号 「放職差別解消促進月間」 ・6月21日号 男女共同参画週間 ・7月21日号 女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業 ・7月21日号 ワーク・ライフ・バランスセミナー「育休パパ・ママの職場復帰セミナー」開催参加者募集 ・11月11日号 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)期間「女性に対する暴力撤廃の国際デー」(11月25日)・12月11日号 男女共同参画推進委員の募集 ・12月11日号 男女共同参画推進委員会の周知・2月1日号 男女共同参画推進委員会の周知・2月1日号 ワーク・ライフ・バランスセミナー「パワハラ厳禁時代の叱り方」の開催、参加者募集 ・3月1日号 国際女性デー(3月8日) 区公式ホームページ掲載内容 ・「墨田区男女共同参画推進委員会」及び「墨田区女性活躍推進協議会」会議録 ・墨田区男女共同参画推進委員会」及び「墨田区女性活躍推進協議会」会議録 ・墨田区男女共同参画推進委員の夏文を表記の事業を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を		
	価 次	午度計画	評価 理由 男女共同	直接、男女共同参画に関する記事以外についても、イラスト等の色使いに、 性別役割分担意識を感じさせることのないよう配慮した。 司参画関連情報等を随時掲載する。		

2	男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行					
	めざす効果			家庭・地域の意識高揚		
内容				な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するた 民と協働して情報誌を発行します。		
		所管課	人権同	和・男女共同参画課(すみだ女性センター)		
	事業計画			区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 ズ12ページ 13,000部×2回発行		
	評	A	実施 状況	8月・1月に計画通り発行した。 87号:知っていますか?"ゲートキーパー"あしたにつなごう、大切ないのち (男性と女性で比較して、圧倒的に男性の自殺者が多い原因のひとつに「男は男らしく」といった固定的な意識があることに着目し、区民委員にできることを考えた。墨田区における自殺の現状と取組み、「ゲートキーパー」についての紹介) 88号:応援しよう!東京2020パラリンピック (ダイバーシティの観点から、パラリンピックの歴史、競技、区に関連する選手について取り上げた)		
	一		評価理由	男女共同参画の中心となる視点から、タイムリーな話題も取り入れて特集を組むことができた。読者から、ゲートキーパーやパラリンピックアスリートについての問い合わせを多くいただき、関心を持っていただけたことを実感した。		
	次年度計画			区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。 ズ12ページ 13,000部×2回発行		

区民参加型の意識啓発事業の実施

3	すー	ずかけ大学を	け大学をはじめとする各種啓発講座の開催			
	めざ	す効果	果ア家庭・地域の意識高揚			
内容			発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、 育成を図ります。	社会の中で推進する人		
		所管課	権同和・男女共同参画課(すみだ女性センタ	7—)		
	Ţ	事業計画	・「すずかけ大学」を前期(6月4回)、後期(12月3回)実施する。			
	評 B		 ・すずかけ大学 歴史、文学、政治等身近なテーマから男子を学ぶ連続講座を行った。 【前期】6月 全4回 参加者数 延べ106人(うち男性13人) 【後期】12月 全3回 参加者数 延べ54人(うち男性7人) ・男女共同参画推進のための啓発講座を含た。 (DV予防啓発講座、若年層対象講座、乳幼児子育て中の母親講座、乳幼児子育て中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、乳幼児子育で中の母親講座、中高年男性対象講真 	実施し、計247名が参加し 女性活躍支援講座、 子育て中の父親対象講座、 室等)		
	価		間は 関由 様々な年代や属性を対象とした講座を	企画できた。		
次年度計画		年度計画	ずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を	と継続して実施する。		

4	男性の家事参加に向けた料理教室の支援(男の料理教室)				
	めざす効果	ア家庭・地域の意識高揚			
内容		男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し、家事・ 育児・介護など家庭の責任を男女が共に担えるよう自主的に活動して いる団体を支援します。			
	所管課	保健センター			
	事業計画	自主グループとして引き続き実施するが、必要に応じて相談等に応じる。			
	評 A	実施 状況 男の料理教室 平成28年度より、自主グループとして独立し料理教室を実施しているが、必要に応じて相談できる体制を整えている。			
	価	評価 年10回実施。実施に伴い、必要に応じて相談に応じた。			
	次年度計画	自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じ る。			

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(1) 男女共同参画意識を高めます 課題② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実

児童、生徒への男女平等教育

5	男女共同参画観にたった教材等の見直し				
	めざす効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重		
	内容		司参画観にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。		
	所管課	指導室			
	事業計画	各種副詞	読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として改善見直しを図る。		
	評 B	実施状況	計画どおり、改善・見直しを図った。特に資料等で、男女共同参画 の視点をもち、活用する画像やイラストの男性と女性のバランスを 考慮した上で作成した。		
	価	評価理由	事業計画に従い、男女共同参画の視点をもち、改善・見直しを 図った。		
	次年度計画	各種副認	日本、教材等、男女共同参画を一つの視点として改善見直しを図る。		

6	男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施				
	めざす効果			性別に関係のない人権の尊重	
内容		各種研修会・協議会で、男女共同参画観にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。			
		所管課	指導室		
	事業計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指 導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。		
	詽	В	実施状況	・生活指導主任研修会、進路指導主任研修会において、児童・生徒の男女共同参画意識の育成を視点に、研修を計画どおり実施した。 実施日(参加人数):8月2日(25人)、10月3日(35人) ・1年次研修会において、教員や児童・生徒の男女共同参画観にたった指導について、計画通りに研修を実施した。 実施日(参加人数):6月25日(54人)、11月21日(52人)	
	価		評価 理由	1年次研修会や生活指導主任研修会、進路指導研修会等において、児童・生徒の男女平等参画意識を育成する視点を取り入れ、研修を行った。	
	次年度計画			冬会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指 発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。	

教職員の意識の醸成

秋柳	「「「「」」				
7	人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践				
	めざ	す効果	ウ 性別に関係のない人権の尊重		
	内容		男女共同参画教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グ ループの研究・実践を深めます。		
		所管課	指導室		
	事業計画		数員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重 教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、 啓発を図る。		
	評	В	実施 大況 教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施、講演や人権尊重 教育推進校、研究グループの実践報告を通して男女平等教育につい て普及、啓発を図った。 ・人権教育推進連絡協議会 6月24日(110人)、9月12日(101人)、11月8日(115人)		
	価		評価 人権教育推進連絡協議会を予定通り実施し、講演や人権尊重教育推 理由 進校の取組の報告等を通して、男女平等教育を行うことができた。		
	次年度計画		飲員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推 進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図る。		

家庭や地域への意識啓発

2/1/2	定\ ¹ 地域。				
8	子ども会活動への参画に向けた意識啓発				
	めざす刻	人果	ア	家庭・地域の意識高揚	
	内容		性別に。す。	よらず、子ども会の活動等へ参加するよう意識啓発を促進しま	
	所管	学課	地域教育支援課		
	事業計画		子ども会	会活性化イベントを実施	
	評	В		子ども会活性化イベントを実施した(育成者講習会40人参加、ロープジャンプ193人参加、バドミントン大会186人参加、少年キャンプ91人参加)。男性育成者の参加者数は、ほぼ横ばいで推移している。	
	価		to 1 three	性別によらずに参加できる各イベントを通じて、意識啓発を図 ることができた。	
	次年度計画		補助金	を交付し、子ども会活性化イベントを実施する。	

9	男性の育児への参加に向けた家庭教育支援講座の実施				
	めざす効果	ア家庭・地域の意識高揚			
内容		育児を男女が共に担うよう、家庭教育支援講座を通じて、男性の育児 への参加に向けた家庭教育支援を行います。			
	所管課	也域教育支援課			
	事業計画	民庭教育学級補助金事業の実施、家庭教育支援講座の開催、子育て通信の配布			
	評 A	・補助金交付 実施団体数11団体、参加者数828人 ・家庭教育支援講座(講演会型) 7回実施 参加者数177人 ・家庭教育支援講座(親子参加型) 3回実施 参加者数118人 ・子育てコラムを季刊で発行(区立幼稚園、小学校1年生から3年生の保護者に配布、区HP上での掲載)			
	価	評価 補助金事業・講座の実施、コラムの発行を通じて家庭と地域の 理由 意識高揚を図ることができた。			
	次年度計画	i 助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高 場を図る。			

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(2) 一人ひとりの人権意識を高めます 課題① 人権意識の高揚と情報の適切な活用

人権尊重の観点からの情報発信

10	区载	吸への人権啓	発コラム	発コラムの掲載			
	めざす効果			性別に関係のない人権の尊重			
				人権問題についてコラムとして取り上げ、シリーズ年4回の区 掲載により、広く区民へ周知します。			
		所管課	人権同和	和・男女共同参画課(人権同和担当)			
	į	事業計画		月、2月区報への人権コラムの掲載 区報の人権週間特集に掲載			
	評	В	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4回のコラムと、12月の人権週間に特集号として掲載した。 〈コラム〉 7月21日号:人権擁護委員と連携した区内児童・生徒への啓発 事業の紹介と人権に関する意識調査の実施について 9月21日号:障害者の人権問題について 11月11日号:外国人の人権問題について 2月21日号:同和問題について 〈人権特集号〉 12月1日号:女性の人権問題はじめ、様々な人権問題について 個々に取り上げた。			
	価		評価理由	人権問題のみだけでなく、児童や生徒の人権に関する取組や人 権擁護委員の紹介など、幅広く広報することができた。また、 社会情勢に応じた臨時の啓発コラムを掲載することができた。			
	次年度計画		区報に名	F4回掲載する。			

11	区公式ホームページによる情報発信				
11		す効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重	
		内容		発冊子「人権感覚」を区公式ホームページに掲載し、様々な人 こ対する意識啓発を行います。	
		所管課	人権同和	和・男女共同参画課(人権同和担当)	
	事業計画		人権啓発冊子「人権感覚」を区ホームページに掲載するとともに、関 係機関のリンク等を掲載し、広く意識啓発を行う。		
	評	ſ	実施状況	区ホームページに人権啓発冊子「人権感覚」を掲載し、様々な人権 問題に対する意識啓発を行った。 また、人権コラムや国・都等関係機関へのリンク集等作成し、情報 発信を行った。	
	価	В	評価理由	人権啓発冊子「人権感覚」を区ホームページに掲載するだけでなく、冊子としても広く配布することができた。 また、区ホームページには、人権啓発冊子「人権感覚」や関係 機関のリンク等の掲載だけでなく、人権コラムや人権週間の紹 介などを掲載し、情報発信を行うことができた。	
	次年度計画		令和元 ⁴ いく。	- 	

人権尊重意識啓発事業の実施

/ VIE	(惟导里忌畝俗光争未り天旭					
12	2 人権講演会の開催					
	めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重		
内容		人権尊重	重の考え方の普及・啓発を図るため、講演会等を実施します。			
		所管課	人権同和	中・男女共同参画課(人権同和担当)		
	事業計画		人権啓発記念事業の中で、様々な人権問題に関する啓発を行ってい く。			
	常	A	実施 状況	「東京2020大会をもっと!楽しめる 平和の祭典オリンピック・パラリンピックの歴史」と題して人権講演会を実施した。また、講演会だけでなく区内生徒による人権作文発表会も併せて実施した。日時:令和2年2月1日(土)14時~16時会場:すみだ生涯学習センター講師: 舛本 直文氏(首都大学東京特任教授)参加者:76人		
	価		評価理由	講演会終了後のアンケートでは、人権に関する関心や理解が深まった、概ね深まったとする来場者が9割以上の結果となり、人権尊重の考え方の普及・啓発を図ることができた。		
	次年度計画		人権に	関する講演会を実施し、啓発を行う。		

人権尊重と男女共同参画の視点の定着

/ \ TE	八惟寺里とカメ六向を固い佐木のた有				
13	差別	别事象発生時	の職員対	応方法の周知	
	めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容		職員向 <i>に</i> します。	ナ人権・同和問題研修等、機会を捉えて対応方法について周知		
		所管課	人権同和	中・男女共同参画課(人権同和担当)	
	lan]	事業計画		めに全庁職員に差別事象対応マニュアルを送付し周知を図る。 員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。	
	評 A		実施 状況	年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載した。 各種職員向け人権研修で、対応について周知した。	
	価			各課で差別事象と思われる案件があった際に、マニュアルのと おりに対応してもらうことができた。	
	次年度計画		る。	別に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載す 員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。	

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(2) 一人ひとりの人権意識を高めます 課題② 多様な性(LGBT等)の理解と尊重

性自認や性的指向等の理解促進

14	正しく理解するための情報発信・講座の実施				
	めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重	
	内容		多様な性ります。	生のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう意識の高揚を図	
		所管課	人権同和	印・男女共同参画課	
	17	事業計画		演会の実施やすみだまつり・こどもまつりへの出展等を通した 動によって、正しい知識の情報発信を図る。	
	評	В	実施状況	多様な性についても記載されている人権啓発冊子「人権感覚」を区ホームページに掲載し、人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつり出展の際などに配布し、情報発信を行った。また、男女共同参画推進啓発冊子においても、多様な性についての正しい理解を進めるためのページを新設し、中学3年生に配付した。さらに、NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会が主催の学習会・交流会の後援となり、講座の周知を行うなど、意識の高揚を図った。日時:10月6日(日)10時30分~16時30分会場:すみだ女性センター参加者:学習会 16人 交流会 21人	
	価		評価 理由	人権啓発冊子「人権感覚」や男女共同参画推進啓発冊子を様々な場面で配布し、啓発を行うことができただけでなく、関係するNPO法人と連携し、正しく理解するための意識啓発を行うことができた。	
	次年度計画			演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通した 動によって、正しい知識の情報発信を図る。	

15	職」	職員、教職員への意識啓発				
	めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重		
	内容			・性的指向等に関する啓発冊子「人権感覚(別冊)」や職員向 紙を活用して、性の多様性を認め尊重していくための啓発を行		
		所管課	人権同和	和・男女共同参画課		
	Į	事業計画	「人権原 する。	惑覚(別冊)」による職員への周知と、「人権感覚」の改訂を		
	評	В	実施 状況	各種職員向けの人権研修で、「人権感覚」を活用し、意識啓発を行った。 また、令和2年3月に「人権感覚」を改訂し、庁内、学校、児童館・保育園等区内施設に幅広く配布した。		
	価	1		各種職員向け人権研修で、「人権感覚」を活用し、性自認・性 的指向等について取り上げ、意識啓発を行った。		
	次年度計画			員向け人権研修で、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。 感覚(別冊)」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。		

多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討

16	多様な性(LG	BT等)に関する支援体制の検討
	めざす効果	ウ 性別に関係のない人権の尊重
	内容	人権に関する意識調査等を活用し、把握に努めるとともに、現状に即 した支援体制の検討を行います。
	所管課	人権同和・男女共同参画課(人権同和担当)
	事業計画	・人権に関する意識調査に、「性的マイノリティ(LGBT等)に関する人権問題」を盛り込み、把握に努める。 ・庁内検討会を開催し、検討する。
	評	実施 LGBT等に関する設問を盛り込んだ、人権に関する意識調査 状況 を実施した。
	C 価	評価 理由
	次年度計画	墨田区人権啓発基本計画にLGBT等に関する施策等を掲載する。 人権に関する意識調査の結果を踏まえて、支援体制の検討を実施す る。

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ施策の方向(3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます 課題① 配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援 【DV防止基本計画】

配偶者からの暴力(DV)の予防・早期発見

17	パープ	゜ルリボン	ノプロジェクトの取組			
	めざすタ	効果	エ	暴力防止		
	内容			ティック・バイオレンスが重大な人権侵害であること、またそ こついての講座等を実施します。		
	所	管課	人権同和	ロ・男女共同参画課(すみだ女性センター)		
	事業計画		間)関連	プルリボンプロジェクト(女性に対する暴力をなくす運動期 連講座等を実施する。 トDV予防啓発講座を実施する。		
	弘	A	実施状況	 ・DV予防啓発講座 (2講座) 実施 ココロも守る護身術 WEN-DO 参加者数 13人 一時保育1人 そこに愛はあるのか?マインドコントロールの罠 参加者数 18人 一時保育6人 ・「すずかけパープルリボンプロジェクト」の実施 パープルリボンプロジェクトを目的として、すみだ女性センター 施設の紹介も兼ねた「すみだ女性センタークイズラリー」を館内で 実施した。 参加者数 600人 (うち男性数66人) 		
	価		評価 理由	講座実施で関心が高い参加者にDVについての正しい知識を伝え、スタンプラリーでは幅広い対象者に、DVに関する相談窓口を含む男女共同参画推進拠点 施設としての館の存在と役割について周知することができた。		
	次年	度計画	対象者を	と固定せずDV予防に関する啓発を行っていく。		

18	予防啓発、相談	事業の実施			
	めざす効果	エ 暴力防止			
	内容	夫婦関係、暴力に関する悩みや女性の持つさまざまな悩みを解決する ため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実しま す。			
	所管課	人権同和・男女共同参画課(すみだ女性センター)			
	事業計画	女性のためのカウンセリング&DV相談 毎週月、火、水、金、毎月 第2土曜日10:00~16:00を実施する。			
	評 B	実施 状況 【女性のためのカウンセリング&DV相談】 相談件数 1,287件(うちDV相談139件) 延べ673人 ・相談は無料で実施しており、必要に応じて関係各機関とも連携 し、問題解決へのサポートを行った。 ・区ホームページにおいて、相談窓口の紹介を行った。			
	価	評価 相談者が自力で問題解決し自立へ向かうきっかけとして機能し 理由 た。			
	次年度計画	相談事業を継続し、機会をとらえて当該相談事業の周知を行う。			

被害者支援

	5 14 X 16				
19	DVに関する相談、支援				
	めざす効果	エ 暴力防止			
	内容	ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。			
	所管課	生活福祉課			
	事業計画	・女性の相談・支援体制の充実を図る。 ・DVに関する保護後の自立(回復)支援もできる体制を作ってい く。			
	評 A 価	・DV相談件数 延べ411件[女性相談157件(ストーカー行為等除く)+母子相談217件(ストーカー行為等除く)+家庭相談37件)] ・同行支援 165件 ・女性相談員による生活保護受給者のDVケースへの助言及び直接支援を随時行っている。さらに年1回ケースワーカー向けに女性相談員がドメスティック・バイオレンスの支援についての研修を行っている。 ・相談者は複雑な問題を抱えており、一時保護施設退所後の住宅確保、就労支援、子どものケアなど、情報提供・相談などきめ細かい自立支援(6か月~3年)が必要となる。さらに暴力によるPTSDや被虐待の経験などから、カウンセリングや回復講座受講など精神面の回復支援も同時に個別に行う必要がある。そのためDVに関する支援はケースワーカー・保健師や民間支援団体など関係機関との連携をはかりながら、6か月から3年の長期支援となるため、支援体制の充実を図る必要がある。・同行支援や訪問も多く、緊急度・危険度の高い世帯の支援を優先して行っている。・他区から自力で避難してきた世帯を含む回復支援は、証明書(被害者支援連絡票11通、支援措置証明6通、自己情報開示請求書1通)の発行を行った。 李性相談員の不在を減らす体制をとり、女性相談の充実を図ることができた。			
	次年度計画	・引き続き女性相談の充実を図る。 ・DVに関する緊急的な相談保護にとどまらず、保護後の自立(回 復)支援もできる体制を作っていく。			

20	関係	関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実			
	めざ	す効果	工	暴力防止	
	内容		ドメスティック・バイオレンスが子への虐待となることから、子の福 祉面からの支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。		
		所管課	生活福祉	业課	
	事業計画		関係機関との円滑な連携を図る。		
	評	A	実施状況	・学校、保育園、保健師等との会議(要保護児童2回、ケース検討会 19回) ・ケースそれぞれに同行支援を行い、庁舎内外(警察機関等)にお けるDV支援担当関係者との連携を深め、子の福祉の面から支援の充 実を図った。	
	価		評価理由	関係者会議等を随時実施(参加)し、連携の強化に努めた。	
	次年度計画		引き続き	き関係機関との円滑な連携を図る。	

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます 課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

21	区:	公式ホームペ	ージや啓	発紙による情報発信
	めざす効果		エ	暴力防止
	内容		被害等の	OV、デートDV含む)、ハラスメント、ストーカー行為、性の防止のため、区公式ホームページへの掲載や啓発紙の発行を 啓発するとともに、被害等に関する相談先の情報を提供しま
		所管課	人権同和	中・男女共同参画課
	1	事業計画	拡大を図	ムページ等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を
	評	В	実施状況	・区報や区公式ホームページに、「若年層の女性を取り巻く暴力や犯罪」に関するテーマの記事を掲載した。 ・墨田区歯科医師会に、DV相談先一覧カードの病院内等での配置を依頼した。 ・新成人と区内公立中学校の3年生に、男女共同参画啓発冊子とDV相談先一覧カードを配布した。
	価		評価 理由	・男女共同参画啓発冊子の改訂にあたり、あらゆる暴力の根絶 のための頁を充実させた上で、配布できた。
	次年度計画		拡大を図	ムページ等に掲載する。DV防止週間には、特集の啓発記事を

職員、教職員への啓発と研修の実施

22	教耶	職員向けハラ	ハラスメント防止の研修会の実施			
	めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重		
	内容		校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。			
		所管課	指導室			
	Į	事業計画	各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育 ての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるように			
	評	В	実施状況	各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実践に生かせるようにした。 校(園)長38人、副校(園)長39人、初任者54人		
	価		評価 理由	各種研修会等で人権教育に関する研修を実施し、男女平等教育につ いての啓発を図るとともに、理解を深めることができた。		
	次	年度計画	修を実施	を会等やサポート訪問として学校を訪問した際に人権教育に関する研 国し、男女平等教育についての啓発を図るとともに、理解を深め、実 いせるようにする。		

ハラスメント対策、相談窓口の充実

23	ハラスメントを	未然に防ぐための庁内体制の確立	
	めざす効果	ウ 性別に関係のない人権の尊重	
	内容	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。	
	所管課	職員課	
	事業計画	モラルハラスメント防止要綱等に基づく制度周知、啓発及び対応体制の整備等に引き続き努める。また、パワーハラスメントの法制化に伴い、国等の動向を注視し、必要に応じて庁内体制等の検証を行う。	
	評 A	実施 状況 令和元年度に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実等に関する法律」が一部改正され、パワーハラ スメントに関して法制化されるとともに、事業主に雇用管理上の必 要な措置を講じることとされた。併せて、当該措置に関する指針も 告示されたことから、現行の区のパワーハラスメント対応につい て、当該法令等に沿ったものであるか検証を行った。	
	価	評価 検証を行い、職員向けのモラルハラスメントに関するリーフレット 理由 中のパワーハラスメントの内容を改定した。	
	次年度計画	国家公務員に適用されるパワーハラスメントに係る人事院規則の制定を待って、区のモラルハラスメント防止要綱の改正の有無を検討する。	

24	子育て相談の実施				
	めざっ	す効果	キ	仕事と生活の調和	
内容		容		と家庭に関するさまざまな相談を子ども自身や保護者から受 客に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。	
	Ē	听管課	子育てえ	を接総合センター	
	事業計画		子育てに	こ関する相談を引き続き実施します。	
	評	A	状況	電話相談:112件 来所相談:137件 メール相談:5件 子育で情報提供:1,150件(電話:739件、来所:411件) 虐待関係相談:18,648件(電話3,358件、来所581件、訪問2,725件、 住基確認による調査436件、他機関との連絡調整11,548件) 児童館等職員向け、利用者支援事業社会資源研修1回実施 受講者数 30人 ※子育てに関する情報提供や虐待に関する対応件数はここ数年増加 している。職員(専門職含む)を増やし対応の充実を図っている。	
	価		評価 理由	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても十分な効果を発揮した。	
	次全	年度計画	子育ては	こ関する相談を引き続き実施します。	

基本目標 1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(3) 心とからだを尊重する社会づくりを進めます 課題③ 生涯を通じた女性の健康支援

健康づくりの知識の普及・啓発

25	区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信			
	めざす効果	オ 女性の健康支援		
	内容	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、「区のお知らせ」、区公式ホームページ、ケーブルテレビの区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。		
	所管課	保健計画課		
	事業計画	健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。		
	評 A	区のお知らせにより、以下の情報を発信		
	価	理由 事業開始の時期等、適宜、効果的な周知を図った。		
	次年度計画	健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。		
	所管課	保健センター		
	事業計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、チラシ等を通じて情報を発信する。		
	部 A	すべての講演会は区報、ホームページ、チラシにて周知 ・子育で講演会(本所)10月21日号 ・健康セミナー(本所)5月11日号、9月11日号 ・健康セミナー(向島)9月11号、1月11号 ・依存症講演会1回21人(向島)12月11日号 ・思春期講演会(本所)7月11日号 ・家族会(向島)奇数月の11日号 ・家族会(向島)8月11日号 ・うつ講演会(向島)8月11日号 ・家族のための連続講座(本所)9月1日号 ・食生活講習会(向島)6月1日号、8月21日号		
	価	評価 各種講演会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普 理由 及・啓発のための効果的な周知を図った。		
	次年度計画	子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、チラシ等を通じて情報を発信する。		

26	健康	づくりのた	めの講習	合の実施	
<u> </u>	めざす効果		オ	女性の健康支援	
	内容		区民が日じて区民	日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会を通民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	
	所	斤管課	保健計画	可課	
	事	業計画	・がんタ	の健康週間イベントの開催 対策普及啓発イベントの開催 ど花体操普及啓発、普及員養成講座の実施	
	評	В	実施状況	・受動喫煙防止対策実施施設登録245施設 ・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 ・すみだ花体操普及啓発事業 439回11,753人(普及員実施分)、13回146人(区開催分)	
	価		評価 理由	女性の健康週間、すみだ花体操普及啓発事業等について、新型 コロナウイルス対策として実施を中止した。	
	次年度計画		・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催 ・すみだ花体操普及啓発事業		
	所管課		保健セン	ノター	
	事業計画			構演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の ○講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施	
	評	A	実施 状況	 ・子育て講演会2回35人(向島1回20人、本所1回15人) ・健康セミナー(本所)2回28人 ・健康セミナー(向島)2回49人 ・依存症講演会1回21人(向島) ・思春期講演会1回18人(本所) ・家族会11回99人(向島6回68人、本所5回31人) ・うつ講演会1回23人(向島1回23人) ・家族のための連続講座3回71人(本所3回71人) ・食生活講習会4回86人(向島2回41人、本所2回45人) 	
	価		評価 理由	各種講習会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普 及・啓発を行った。	
	次年	=度計画		構演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の ○講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施	

27	妊産婦の喫煙防	の推進		
	めざす効果	オ 女性の健康支援		
	内容	娠期及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳(氏行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。	·子健康手帳)	
	所管課	健計画課		
	事業計画	禁煙医療費補助事業の実施 禁煙啓発リーフレットの作成及び配布		
	評 A	実施 ・禁煙医療費補助事業の実施:登録59件、助成2 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布	3件	
	価	評価 妊婦面談等の際に、パートナーも含めて事業周知 理由 録数は、事業開始初年度の概ね想定数となった。	でで でった。登	
	次年度計画	・禁煙医療費補助事業の実施 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布		
	所管課	保健センター		
	事業計画	子健康手帳(母子健康手帳)発行時面接、出産準備ク 問、乳児健診において、禁煙の働きかけやリーフレッ		
	評 A	 ・親子健康手帳(母子健康手帳)発行時面接 2418/ 実施・出産準備クラス(本所)30回539人(向島)27回29 状況・新生児訪問(本所)1406人 (向島)891人 ・乳児健康診査(本所)36回1371人 (向島)35回9 	6人	
	価	評価 妊娠期及び産後の喫煙を防止するために、各母日 理由 煙の働きかけをした。	2保健事業で禁	
	次年度計画	子健康手帳(母子健康手帳)発行時面接、出産準備ク 問、乳児健診において、禁煙の働きかけやリーフレッ		

検診実施、受診促進

0.0			1.44の立み株人の仕上
28			、女性の受診機会の拡大
	めざす効果		オーケ性の健康支援
	内容		がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に 努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。
		所管課	保健計画課
	事業計画		・がん検診の実施(胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん 検診) ・受診勧奨の実施(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん 検診) ・NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施
	評	В	・周知方法:区のお知らせ、診療窓口における周知 ・受診者数 胃がん 4,754人(うち女性2,625人)(5.3%) (前年比0.457減) 大腸がん 19,816人(うち女性12,206人)(20.8%) (前年比157減) 肺がん 6,754人(うち女性3,751人)(6.7%) (前年比0.757増) 子宮頸がん 6,323人(15.4%)(前年同率) 乳がん 5,373人(21.3%)(前年同率) 乳がん 5,373人(21.3%)(前年同率) ※())内の数値は受診率 受診率=受診者数/[それぞれのがん検診における受診対象者×対象人口率(%)] ・がん検診推進事業の実施(大腸・子宮・乳)・胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨の実施 ・NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施 女性区民に対し乳がん及び女性のがんに関する知識を普及啓発し、がんの予防とがん検診の受診を促す。 【日時】令和元年10月19日(土)午前10時~午後4時 【会場】オリナス1階エントランスモール 【内容】体験コーナー、パネル展示、クイズラリー等
	価		評価 受診者数及び受診率が全体的に減少した。
	次年度計画		・がん検診の実施(胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん 検診) ・受診勧奨の実施(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん 検診) ・NPO法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施

健康相談の実施

29	心の健康相談の実施		
	めざす効果	オ 女性の健康支援	
	内容	思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行い ます。	
	所管課	呆健センター	
	事業計画	・ママのリラックスタイム(本所・向島)各12回 ・親と子の相談室(本所・向島)各36回 ・思春期相談(本所)24回 ・依存症相談(向島) 18回 ・こころの健康相談 本所12回・向島18回	
	評 A	* こんにちは赤ちゃん事業 [平成28年度よりEPDS(エジンバラ産後うつ質問票)アンケート実施] (向島)814人 (本所)1,344人・乳児健診EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)アンケート実施者数(向島)35回実施126人 (本所)36回実施54人・親と子の相談室 (向島)35回実施34人・EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)個別相談(本所)36回実施36人・ママのゆったりタイム(出産後の母親の集まり)(向島)11回実施46人・母と子のリラックスタイム(出産後の母親の集まり)(本所)11回実施34人・思春期相談24回30人・依存症相談18回25人・こころの健康相談(向島)18回32人(本所)11回20人	
	価	評価 理由 各年代における女性の精神的な相談を実施した。	
	次年度計画	・ママのリラックスタイム(本所・向島)各12回 ・親と子の相談室(本所・向島)各33回 ・思春期相談(本所) 24回 ・依存症相談(向島) 18回 ・こころの健康相談 本所12回・向島18回	

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます 課題① 経済的な困難を抱える人への支援

生活支援の充実

30	ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施		
	めざす効果	イ 性別に関係のない、個性・能力に応じた選択	
	内容	就労の厳しい状況にあるひとり親家庭の父又は母の能力開発・生活支援 のために費用の一部を助成し、就業を効果的に促進します。	
	所管課	生活福祉課	
	事業計画	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 10件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(修了一時金)3件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 3件	
	評人	実施 状況 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 10件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 (修了一時金) 4件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 5件	
	A 価	評価 理由 多くのひとり親に活用していただき、就業を促進した。	
	次年度計画	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 9件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(修了一時金)4件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 3件	

31	児童扶養手当・	児童育成手 当		
	めざす効果	キ 仕事と生活の調和		
	内容	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援 し、児童の福祉の増進を図ります。		
	所管課	子育て支援課		
	事業計画	児童扶養手当 20,387件 児童育成手当 41,500件		
	評 B	実施 児童扶養手当受給者数 1,483人 (R2年3月末) 状況 児童育成手当受給者数 2,175人 (R2年3月末)		
	価	評価 手当支給業務を適切かつ円滑に実施することにより、ひとり親 理由 家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることに寄与できた。		
	次年度計画	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定 と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。		

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ 施策の方向(4) 安心して暮らせる環境の整備を進めます 課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が 安全・安心に暮らせる環境づくり

生活・福祉サービス情報の提供

32	外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の窓口 設置			
	めざ	す効果	ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		內容		への通訳及び聴覚障害者等との円滑なコミュニケーションを図る 翻訳アプリ等を備えたタブレット端末を窓口等に設置する。
		所管課	情報シス	ステム担当
				目として本所・向島両保健センターに各1台及び庁舎1階から4 こ5台、貸出用として情報システム担当に1台設置する。
	評	В	実施状況	外国語翻訳アプリ利用 ・・・年間24件 英語:10件、中国語:10件 その他言語(タイ、ベトナム語など):4件 聴覚障害者対応アプリ利用(スピーチキャンバス) ・・・年間1件
	価			通訳が必要な外国人や聴覚障害者と円滑なコミュニケーション を図るため、アプリケーションを活用できた。
	次年度計画		継続して	

安心して暮らせるまちの整備促進

33	英語と中国語による外国人相談の実施		
	めざす効果	ウ 性別に関係のない人権の尊重	
	内容	区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。	
	所管課	広報広聴担当	
	事業計画	外国人相談(区民相談室)を実施する。 ・中国語:毎週水曜日 ・英語:毎週水曜日 ※中国語は通訳者を配置 英語については通訳担当職員で対応	
	評 B	実施 ・中国語(毎週水曜日)17件 ・英語(毎週水曜日) 0件	
	価	評価 通訳が必要な外国人に対して、円滑なコミュニケーションのも 理由 と、適切に案内することができた。	
	次年度計画	引き続き、外国人相談を実施する。	

34	介護事業者対象	東人権講演会の実施		
	めざす効果	ウ 性別に関係のない人権の尊重		
内容		介護保険サービスを提供する事業者を対象に、人権問題に関する研修 会・講習会等を実施し、意識啓発を行います。		
	所管課	介護保険課		
	事業計画	介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。		
	評 B	実施 実施 さい (本)第4回介護保険事業者連絡会において、墨田 区人権同和・男女共同参画課を講師に招き、「介護保険事業者が知っておくべき人権について」を実施した。 参加事業者数71事業者、参加人数79人		
	価	評価 理由 墨田区の介護保険事業者に向けて、墨田区作成のパンフレット 「人権感覚」を資料にした講義を行い、人権問題に対する意識 啓発を行うことができた。		
	次年度計画	介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。		

35	バ	リアフリー化の	の促進	
	めざす効果		ク	男女共同の安心安全
内容		区民が多す。	安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進しま	
		所管課	厚生課	
		事業計画		内の鉄道駅ホームドアはすべて内方線付点状ブロックが設置され 令和元年度は計画なし。
	評	_	実施状況	なし
	価		評価理由	令和元年度の計画がないため。
	次年度計画		JR錦糸町	T駅総武緩行線ホームドアの整備に対し助成を行う。

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向(1) 子育で、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます 課題① 男女が共に担う子育でへの支援

男性の子育て参画支援

36	男性のための育	児教室の実施 (パパのための出産準備クラス)	
	めざす効果 ア 家庭・地域の意識高揚		
	内容	男性も育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。	
	所管課	保健センター	
	事業計画	(向島) 16回 (本所)20回 の実施	
	評 A	実施 状況 パパのための出産準備クラス参加者数 (向島) 14回開催 延べ391人(男性:196人、女性195人) (本所) 18回開催 延べ619人(男性:311人、女性308人)	
	価	評価 理由 新型コロナウイルス感染症の流行により、事業を中止した期間 もあるため、実績数は昨年度より若干減少しているが、当初の 効果を達成できたと考えているため。	
次年度計画 パパのための出産準備クラス 向島16回、本所20回		パパのための出産準備クラス 向島16回、本所20回 の実施	

37	男性の子育て参画支援講座の実施(父親対象事業)					
	めざ	す効果	丰	仕事と生活の調和		
	内容		×	ナの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極 つることができるよう意識啓発を行います。		
		所管課	人権同和	中・男女共同参画課(すみだ女性センター)		
	<u> </u>	事業計画	乳幼児の	り男性保護者対象講座を実施する。		
	評	В	実施状況	すみだパパスクール 11月 全3回実施 講師:博報堂 こそだて家族研究所 パパハックション、 (一社)日本ベビーダンス協会 田中 由美子氏 内容:行動デザインワークショップ ベビーダンス講座 パパだからこそ盛り上がる遊び方 参加者数:延べ(家族参加者を含む)83人 (うち男性38人) 一時保育24人		
	価		評価 理由	男性に子育てすることの楽しさを伝え、子育て参画への意識啓発を行った。 同じ境遇の参加者同士で、意見交換できる機会を提供することができた。		
次年度計画 全2回または3回の連続講座実施予定			たは3回の連続講座実施予定			

出産・子育て応援事業

<u> </u>	U座·丁肖 C 心场争关					
38	出產	産・子育て応	援事業	「ゆりかご・すみだ」		
	めざす効果		オ	女性の健康支援		
	内容			明から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産 専門職が面接を行い、関係機関と連携して必要な支援を行いま		
		所管課	保健セン	ノター		
	事業計画		師等の耳	朗から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産 専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成す 見パッケージ3,000個		
	評	A	実施状況	・面接者数 保健計画課 1,114人(うち支援プラン作成47人) 本所保健センター 466人(うち支援プラン作成25人) 向島保健センター 444人(うち支援プラン作成48人) 子育て支援総合センター394人(うち支援プラン作成10人) 合計 2,418人(うち支援プラン作成130人) ・育児パッケージ配布数 2,455個(多胎36組含む)		
	価		評価理由	妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠 中に助産師等の専門職が面接を行い、支援が必要な妊婦には支 援プランを作成し支援を行うことができた。		
	次年度計画		師等の耳	明から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産 専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成す 見パッケージ3,000個		

39	学童クラブ	事業の実施			
	めざす効果	丰	仕事と生活の調和		
内容			低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを ます。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行いま		
	所管課	子育で	汝 策課		
	事業計画	児童館学 ・亀沢学 ・江東橋	登童会館学童クラブ墨四分室、東向島児童館学童クラブ曳舟分室、立川 登章クラブ両小分室開設(平成31年4月) 登章クラブ増員(平成31年4月) 誘児童館学童クラブ緑分室新設(令和2年5月) 登童館学童クラブ及び三吾分室定員増(令和2年4月)		
	評 B	実施状況	 ・公立学童クラブ45クラブ (新設:4月1日 3クラブ) (定員増:4月1日 1クラブ40名増) ・私立学童クラブ 5クラブ 運営経費補助 私立5室 		
	価	評価理由	事業計画どおり、学童クラブの新規開設及び定員の拡充を行った。 待機児童も発生していることから、引続き学童クラブの定員の拡充に努める。		
	次年度計画		55月1日 江東橋児童館学童クラブ緑分室開設 17月中旬 中川児童館学童クラブ吾立分室開設 14月1日 公立学童クラブ1か所新設予定		

40	一時的に子どもを預かる子育て支援事業				
	めざ	す効果	キ	仕事と生活の調和	
	内容			が、病気や出産などで子どもの世話ができない時や育児が一時的 な家庭の子どもを預かり、子育てを支援します。	
		所管課	子育てえ	支援総合センター	
	Ţ	事業計画	子どもを接を図り	を一時的に預かる事業について、引き続き周知を行い、子育て支 ります。	
	岩	В	実施状況	緊急一時保育利用 人数 64人 延べ日数 1,060日 ショートナースリー利用 人数 0人 延べ日数 0日 ショートステイ利用 件数 9件 延べ日数 43日(うち 協力家庭 3件 15日間)	
	価		評価理由	事業計画通り実施したため。 (※ショートナースリー利用については、利用申し込みや相談については、例年どおり相当数受けたが、利用要件に満たない方の申し込み、もしくは利用要件を満たしていても私立保育園側に空きがなかった等の理由により、実績に至らなかった。)	
	次年度計画		継続して	て事業を実施することで、子育て支援を図ります。	

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向(1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます 課題② 男女が共に担う介護(介助)への支援

介護(介助)者への支援の充実

7	() (3) (1) (2) (2)	- / - / - /				
41	男性介護者教室	や認知症家族介護者教室の実施				
	めざす効果	ウ 性別に関係のない人権の尊重				
内容		認知症など高齢者の介護について学ぶとともに、介護者同士の情報共 有・ネットワークづくりを進め、介護者の負担軽減等を図ります。				
	所管課	高齢者福祉課				
	事業計画	・総合相談 随時 ・認知症家族介護者教室 72回実施/年 ・男性介護者教室 12回実施/年 ・認知症普及啓発事業 96回実施/年				
	評 A	 ・総合相談 随時 ・認知症家族介護者教室 64回実施/年 延べ595人参加(内訳 男性191人 女性404人) ・男性介護者教室 11回実施/年 延べ103人参加(内訳 男性87人 女性16人) ・認知症普及啓発事業 49回実施/年 延べ1,573人参加 (内訳 男性639人 女性934人) 				
	価	評価				
	次年度計画	認知症家族介護者教室 72回実施/年 男性介護者教室 12回実施/年 認知症普及啓発事業 72回実施/年				

	・緊急一時介護・保護事業の実施				
42	緊急	息一時介護・	保護事業	り美施	
	めざ	す効果	キ	仕事と生活の調和	
	内容		心身障害 す。	害者(児)緊急一時介護、障害者緊急保護等の事業を実施しま	
		所管課	障害者	虽祉課	
	事業計画		2 1 N24 11 11	が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委 の助成、病院での被介護者の保護等を行う。	
	評	В	実施状況	・支援施設緊急利用事業 利用者数 4人 述べ利用日数 454日 ・緊急一時介護・保護事業 病院保護:1件(8日間) 介護費助成:述べ68日 この事業については、障害者福祉の手引き「フレーフレーマイペース」で周知している。	
	価		La 1 Hannel	実績の多い少ないにかかわらず、この制度を利用することで、 心身障害者(児)を介護する保護者が、その人らしく生活する ための一助となっていることからWLBの推進という面で評価 できる。	
				が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委 り助成、病院での被介護者の保護等を行う。	

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向(2) 男女がいきいきと働けるよう支援します 課題① 働く場での女性の活躍推進

管理・監督者への女性登用促進

43	女性職員へ管理職選考等の受験促進				
	めざす効果		力	男女共同参画	
	内容		管理職である女性職員の割合が、目標の20%程度となるよう女性職員に 管理職選考等を受験するよう促進します。		
		所管課	職員課		
	Ţ	事業計画	く誰もなまえた。	の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでな が働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏 キャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇 の受験勧奨を行う。	
	評	В	実施 状況	女性の管理・監督職の割合や男性職員の育休取得率についての数値目標を掲げた「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、経験年数等の節目においてキャリアアップを促進する研修を実施した。(目標値)管理職における女性職員の占める割合20%程度男性職員の育児休業取得率20%程度男性職員の育児休業取得率約17.1%(令和元年度)男性職員の育児休業取得率約17.1%(令和元年度)男性職員でなく、男性職員も含め、若手職員向けにキャリアアップを進めるための研修等を実施するとともに、所属長を通じて昇任試験の受験勧奨を行った。・研修(1回、41人)・昇任選考管理職受験者34人(うち女性6人) ※平成30年度の行政系人事制度の改正により、総括係長職昇任及び係長職昇任については「選考」から「能力実証」に変更になった。※平成29年に改訂した「職員育成基本方針」に基づき、管理監督者の立場で活躍する女性職員の育成やワーク・ライフ・バランスを意識した職場づくりについて取り組んでいる。	
	lbeet			より、管理職選考の受験者数が増加した。 の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでな	
	次年度計画		まえたコ	が働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏 キャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇 の受験勧奨を行う。	

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

44	保育に関する相談窓口の設置				
	めざす効果			仕事と生活の調和	
	内容			/シェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービ 内します。	
		所管課	子育てえ	支援課 一	
	į	事業計画		「おひさまルーム」で毎週月曜から木曜まで相談を受け付けるほ 引1回以上の「保活への第一歩」を開催する。	
	評	A	実施状況	・保育サービス相談件数:1,538件(前年度1,641件) ・説明会「保活への第一歩」開催回数:11回(前年度15回)	
	価		評価理由	子育て家庭や妊婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援 事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要 な支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染症まん延の影 響により、相談件数や説明会開催数が前年度比で減少してい る。	
	次年度計画			「おひさまルーム」で毎週月曜から木曜まで相談を受け付けるほ 引回以上の「保活への第一歩」を開催する。	

女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

45	すみだ人材発掘	みだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施			
	めざす効果	イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択		
	内容	区の産業の未来を支える人材を発掘し、地域での就職へと結びつけるため、若年者(39歳以下の男女)や子育て世代等の女性を対象に、企業見学ツアーや合同企業説明会などのイベントを実施します。			
	所管課	経営支援課			
	事業計画	合同企美	 、 就職支援セミナーの実施		
	部 A	実施 状況	合同企業説明会、就職支援セミナーの開催(各全6回) 参加者数延べ285人(うち、女性110人) 就職者数28人(うち、女性14人)		
	価	評価 理由	区内での就職を希望する女性と、区内中小企業とのマッチングを行う ことができた。		
	次年度計画		説明会(年3回)、就職支援セミナー(年4回)の開催		

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向(2) 男女がいきいきと働けるよう支援します 課題② 就業における男女共同参画の推進

就職に関するカウンセリングや相談

46	就職相談コーナ	一事業の実施「就職・仕事カウンセリングルーム」				
	めざす効果	イ 性別に関係のない、個性・能力に応じた選択				
	内容	39歳以下の若年求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動の進め方から仕事選び、適性診断等についてのアドバイスや就職後の相談に応じます。				
	所管課	経営支援課				
	事業計画	就職・仕事カウンセリングルームを開設し、相談に応じる。				
	評 A	実施 状況 就職・キャリア相談:毎週月〜金曜日、第2・第4土曜日 13:00〜17:00 臨床相談:毎月第2土曜日13:00〜17:00 利用者数111人(うち、女性52人) 就職者数40人(うち、女性20人)				
	価	評価 就職活動に困難を抱える求職者にカウンセリングを実施し、就職へ結 理由 びつけることができた。				
	次年度計画	・就職・キャリア相談:毎週月〜金曜日、第2・第4土曜日 13:00〜17:00 水曜日のみ 15:00〜19:00 ・臨床相談:毎月第2土曜日 13:00〜17:00				

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

施策の方向(2) 男女がいきいきと働けるよう支援します 課題③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

47	ワーク	・ライフ	・バラン	、ス推進のための講演会の実施			
	めざす効果			仕事と生活の調和			
	内容		ワーク	・ライフ・バランスの意義や方法を紹介し意識啓発を図ります。			
	所領	管課	人権同和	人権同和・男女共同参画課			
	事業	計画		セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的 な取組方法等を紹介する。			
	Fig. 18		実施状況	ワーク・ライフ・バランスセミナーを、東京都労働相談情報センターとの共催で開催した。 ・介護離職を防ぐには ・男女ともに介護をしながら働き続けることができる職場づくり〜開催日:令和元年6月18日講師:特定社会保険労務士 津坂直子氏概要:介護離職がもたらす会社・本人の損失知っておきたい両立支援制度、介護体業給付金「介護離職ゼロ」の職場のつくり方主な対象者:経営者・人事労務担当者等参加者外パ・ママの職場復帰セミナー開催日:令和元年9月20日講師:育休後アドバイザー 小川嘉代子氏概要:育休中の職場復帰準備仕事と育児との両立ポイント育休後復帰経験者の体験談参加者数:21人 事業者向けワーク・ライフ・バランスセミナーを、区で開催した。・パワハラ厳禁時代の叱り方 〜パワハラをしないさせない知識と方法へ 開催日:令和2年2月21日講師:社会保険労務士/産業カウンセラー 村田淳氏組織改革コンサルタント 鮏川嘉文氏概要:パワーハラスメントの基礎的な知識 (防止措置の義務化、種類、問題点)パワハラをしないさせない方法 (アイメッセージ、共感のコミュニケーション)参加者数:9人			
	価		評価 理由	それぞれのセミナーにおいて、時事を捉え、今日的なテーマに取り組むことができた。新型コロナウイルス感染症の影響による自粛のため、最後のセミナーは、参加者数が少なかった。			
	次年度計画			ーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的 方法等を紹介する。			

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ 施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます 課題① 意思決定過程への女性の参画推進

審議会等における女性委員の比率向上

48	審議会等への女	性委員の任用促進と公募制の拡大
	めざす効果	力 男女共同参画
	内容	区の審議会等の委員に女性を積極的に登用すること及び公募制の拡大 を関係各課に働きかけ、女性のいない審議会をなくすように努めま す。審議会等の女性委員の割合を、2023(平成35)年度までに 30%にすることを目指します。
	所管課	人権同和・男女共同参画課
	事業計画	・女性委員の割合が30%になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 ・女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 ・審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。
	評 C	・各審議会への女性委員の任用について、例年年度当初に各課に依頼を実施していた。例年のことではあるが、依頼の根拠が、前年度の基準日(4月1日)の数値となるため、当年度の数値が算出された時点で、再度依頼を実施した。・平成31年4月1日現在の各種審議会・委員会への女性委員任用状況は28.7%(前年度比+2.2ポイント)・職員啓発紙「きらめき」第69号において、女性委員の任用状況と、任用促進のための具体的提案を含め掲載した。
	価	評価 理由 女性委員の任用増をめざし、附属機関委員等の選出選考時期に、当年度の数値を示しての依頼を各課にすることができた。また、職員啓発紙に、女性委員の任用について、具体的提案を掲載するなどの工夫はできた。しかし、目標の30%には届かなかった。
	次年度計画	・女性委員の割合が30%になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。 ・女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。 ・審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ 施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます 課題② 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画意識の啓発

49	地址	或で助け合う	小地域福	証証が				
	めざ	す効果	ク	男女共同の安心安全				
	内容			社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で推進している、町会・自治会を 範囲とした地域単位で行う支えあい・助けあい活動である「小地域福 祉活動推進事業」に助成し、地域共生社会の実現をめざします。				
		所管課	厚生課					
	1	事業計画	≪自主事 ・小ふれる ・拠点を ・おもず	地域福祉活動事業に助成し、推進する。 自主事業計画》 小地域福祉活動実施地区(34地区) ふれあいサロン実施地区(25地区) 拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) おもちゃサロン(2箇所) 地域福祉プラットフォーム(2箇所)				
	評	ž B B		小地域福祉活動に対する支援、助成を行い、 事業の推進を図った。 <事業実績> ・小地域福祉活動実施地区(32地区) ・ふれあいサロン実施地区(19地区) ・拠点型ふれあいサロン実施地区(4地区) ・おもちゃサロン(2カ所) ・地域福祉プラットフォーム(2カ所)				
	価		評価理由	計画数には達していないが、ふれあいサロン1地区が 小地域福祉委員会に移行し、地域の安心・安全の為の見守り活動が拡大した。				
	次年度計画		<事業記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	届祉活動への支援、助成をおこない、活動の継続を推進する。 計画> 或福祉活動実施地区(35地区) あいサロン実施地区(24地区) 型ふれあいサロン実施地区(4地区) ちゃサロン(2カ所) 届祉プラットフォーム(2カ所)				

男性の地域活動への参画支援

50	男性の社会貢献意識の向上促進(老人クラブ活動の活性化)					
めざす効果 ア 家庭・地域の意識高揚						
	内容	高齢期を迎えた男女がともに地域の中で生きがいをもって暮らし続けるため、社会奉仕、友愛活動及び健康をすすめる活動を促進する老人クラブを支援します。				
	所管課	高齢者福祉課				
	事業計画	・老人クラブでの友愛訪問活動 ・墨老連主催介護予防講習の実施				
	評 A	・老人クラブでの友愛訪問活動 実施クラブ 98クラブ 訪問員 1,113人 対象 1,397人 訪問回数 18,753回 ・墨老連三催介護予防講習の実施 参加者数415人 (健康ウォーキング教室、筋力トレーニング教室、棒体操教室) ※老人クラブに加入している男性の方の中には、現役時代に地域活動を行う機会に恵まれなかった方も少なくない。そういった方々が、退職後に老人クラブに加入し、友愛訪問を始めとした地域活動を行うことで、社会貢献意識を養っている。				
	価	評価 新型コロナウイルス感染症の流行により、事業を中止した期間 もあるため、実績数は昨年度より若干減少しているが、所期の 効果を達成できたと考えているため。				
	次年度計画	○友愛訪問活動 実施クラブ 100クラブ 訪問員 1,150人 対象 1,500人 訪問回数 19,000回 ○墨老連主催介護予防講習の実施 参加者数450人				

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ 施策の方向 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

防災分野での男女共同参画の推進

51	避難	難所運営体制	の構築					
	めざ	す効果	ク	男女共同の安心安全				
	内容		男女共同	男女共同参画の視点に立った避難所運営体制の構築を目指します。				
		所管課	防災課					
	事業計画		画の視点 を促す。 ・避難原	・町会・自治会等へ避難所運営マニュアルの配布を行い、男女共同参画の視点に基づく、避難所運営本部の構築や避難所運営訓練等の実施を促す。 ・避難所の運営方針等、策定段階から女性の視点が取り入れられる体制作りの推進を行う。				
	評	_	実施 状況	令和元年東日本台風(令和元年10月12日)にて、水害時避難場 所(15カ所)を開設した。				
	価	В	評価理由	水害時避難場所の運営にあたっては、女性用トイレの管理な ど、女性にしかできない業務も多々あり、各避難場所にて男女 が協力して運営をすることができた。				
	次年及 計画		があるの	(台風シーズン)には、また水害時避難場所を開設する可能性 ので、それに向けて、地域防災活動拠点会議にて改めて男女共 の視点に立った避難所(水害時避難場所)の運営体制について る。				

*	地址	或住民を対象	とした防	5災講座の開催		
	めざす効果 ク 男女共同の安心安全					
	内容		防災士育図ります	育成講座等を通して、男女共同参画の視点を持った人材育成を す。		
		所管課	防災課			
	事業計画		和元年月議会の活	平度に51人の区民(うち女性は6人)が防災士資格を取得し、令度に「墨田区防災士ネットワーク協議会」を設立した。この協 活動・研修を通して、避難所運営等における男女共同参画の視った人材を育成する。		
	評	В	実施状況	・協議会の女性会員に対して、東京都にて実施している「女性防災リーダー養成講座」について情報提供し、2人が講座を受講した。 ・東日本大震災の被災地へ「被災地スタディツアー」へ行き、仙台市地域防災リーダー(SBL)から、避難所における男女それぞれの役割等についてお話を伺った。		
	/rtts		評価理由	・ こ し と (* ・)降戦所)東京 (* 15日 5 男女共同 参照 (* 1511) (* 見識を)等()		
	次年度計画			・ き、協議会の研修等において、防災分野での男女共同参画の推 ながるような内容を取り入れていく。		

◆第3章◆

「墨田区男女共同参画状況」

- 1 政策方針決定への女性の参画状況
- 2 審議会等における女性委員任用状況

1 政策方針決定への女性の参画状況

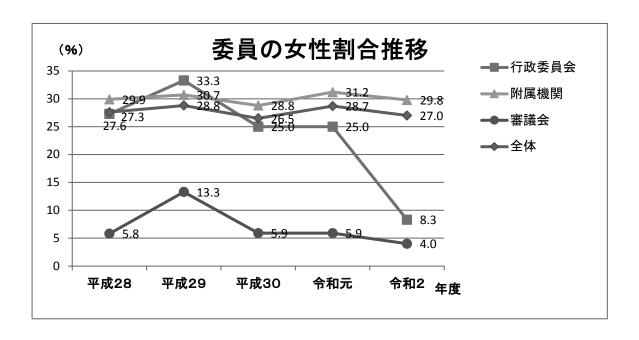
(1)議会 (令和2年4月1日現在)

	総議員数	女性議員数	女性議員の割合
議員数	32	10	31.3%

(2)委員会等 (令和2年4月1日現在)

(1)加2十十万十百列1							
	全委員会 等数	女性委員 を含む委 員会等数	女性委員 を含む委 員会等の 割合	全委員数	女性 委員数	女性委員 の割合	
行政委員会	3	1	33.3%	12	1	8.3%	
附属機関	54	45	83.3%	923	275	29.8%	
審議会等	7	3	42.9%	101	4	4.0%	
合 計	64	49	76.6%	1,036	280	27.0%	

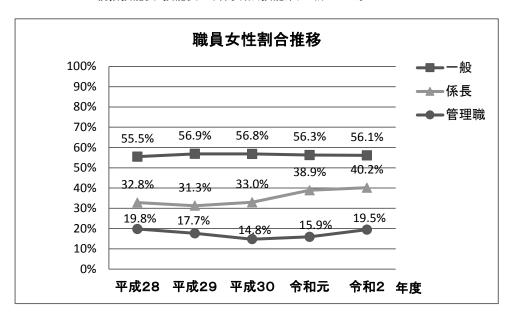
※区職員のみで構成する委員会を除く。



(3)職員 (令和2年4月1日現在)

(ロ/収)見						\ 1	加工十十万	· - 70 - 7
		事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育関係	全職員数
	全 体	58	3	13	5	0	3	82
管理職	女 性	5	3	1	4	0	3	16
	女性の割合	8.6%	100.0%	7.7%	80.0%	_	100.0%	19.5%
	全 体	242	121	57	21	19	3	463
係長職	女 性	54	102	7	20	0	3	186
	女性の割合	22.3%	84.3%	12.3%	95.2%	0.0%	100.0%	40.2%
	全 体	779	275	107	45	126	15	1,347
一般職	女 性	396	254	26	42	23	15	756
	女性の割合	50.8%	92.4%	24.3%	93.3%	18.3%	100.0%	56.1%
合 計	全 体	1,079	399	177	71	145	21	1,892
	女 性	455	359	34	66	23	21	958
	女性の割合	42.2%	90.0%	19.2%	93.0%	15.9%	100.0%	50.6%

- ※再任用フルタイム68名を含む。
- ※幼稚園職員については、園長は管理職、副園長は係長職、主任教諭及び教諭は一般職に計上した。
- ※統括技能長・技能長は、係長職(技能系)に計上した。



2 審議会等における女性委員任用状況

■令和2年4月1日現在

	今 年					
1	審議会等の女性委員の割合 (区職員のみで構成するものを除く)	27.0 %	28.7 %			
2	審議会等の数 (区職員のみで構成するものを除く。)	64 機関	62 機関			
3	令和2年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達しているもの	26 機関	27 機関			
4	③の中で女性委員の割合が40%に達しているもの	15 機関	20 機関			
⑤	④の中で女性委員の割合が50%に達しているもの	9 機関	14 機関			
6	令和2年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達していないもの	38 機関	35 機関			

■前年との比較

基 準 日	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
平成18年4月1日現在	55	45	81.8%
平成19年4月1日現在	57	54	94.7%
平成20年4月1日現在	57	53	93.0%
平成21年4月1日現在	61	52	85.2%
平成22年4月1日現在	61	44	72.1%
平成23年4月1日現在	54	43	79.6%
平成24年4月1日現在	57	48	84.2%
平成25年4月1日現在	64	52	81.3%
平成26年4月1日現在	65	47	72.3%
平成27年4月1日現在	64	53	82.8%
平成28年4月1日現在	63	55	87.3%
平成29年4月1日現在	63	53	84.1%
平成30年4月1日現在	58	49	84.5%
平成31年4月1日現在	65	55	84.6%
令和2年4月1日現在	64	49	76.6%

[※]平成23年度より、区職員のみで構成する審議会等を除く。

審議会等の女性委員の割合調査結果

I 行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性割合
1	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律	庶務課	4	1		25.0%
2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	4	0	地方自治法182条より、議会による選挙で選ばれるため。	0.0%
3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	4	0	地方自治法196条より、区長が議会の同意を得て選任す るため。	0.0%
	I 行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会			12	1		8.3%

Ⅱ 附属機関 地方自治法第202条の3 (第138条の4) に基づく審議会等

I	附属機関 地方自治	法第202条の3(第138条の	4)に参づく番機会	₹			
	名 称	根拠法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性割合
1	墨田区区民行政評価委員会	墨田区区民行政委員会に関す る要綱※	行政経営担当	0	0	令和2年度の開催予定なし	-
2	墨田区行財政改革推進会議	墨田区行財政改革推進会議設 置に関する要綱※	行政経営担当	0	0	令和2年度の開催予定なし	-
3	墨田区指定管理者選定委員会	墨田区指定管理者選定委員会 に関する要綱※	行政経営担当	18	2		11.1%
4	墨田区特別職給料等及び政務 活動費審議会	墨田区特別職給料等及び政務 活動費審議会条例	総務課	10	3		30.0%
5	墨田区情報公開制度及び個人 情報保護制度運営審議会	墨田区情報公開制度及び個人 情報保護制度運営審議会条例	総務課	10	5		50.0%
6	墨田区行政不服審査会	墨田区行政不服審査会条例	総務課	5	1		20.0%
7	墨田区入札等外部審査委員会	墨田区入札等外部審査委員会 の組織及び運営に関する要綱 ※	契約課	3	1		33.3%
8	墨田区男女共同参画推進委員 会	墨田区女性と男性の共同参画 基本条例	人権同和・男女共同参 画課	15	8		53.3%
9	墨田区男女共同参画苦情調整 委員会	墨田区女性と男性の共同参画 基本条例	人権同和・男女共同参 画課	3	0	男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有し、委員として十分な知識・経験を持ち合わせているため	0.0%
10	すみだ女性センター運営委員 会	すみだ女性センター運営委員 会設置要綱※	人権同和・男女共同参 画課	14	12		85.7%
11	墨田区いじめ問題調査委員会	墨田区いじめ防止対策推進条 例	人権同和・男女共同参 画課	0	0	教育委員会からの報告を受け、区長が必要と認める時 区長が任命する委員をもって組織する。 (実績なし)	-
12	墨田区国民健康保険運営協議 会	国民健康保険法	国保年金課	20	7		35.0%
13	墨田区協治(ガバナンス)ま ちづくり推進基金審査会	墨田区協治 (ガバナンス) ま ちづくり推進基金条例	地域活動推進課	9	3		33.3%
14	墨田区産業振興会議	墨田区産業振興会議設置要綱 ※	産業振興課	3	0	区職員については、宛て職であるため 外部委員については、継続して委嘱しているため	0.0%
15	墨田区優秀技能者選考委員会	墨田区優秀技能者表彰実施要 綱※	産業振興課	15	1	区職員、区議会議員の委員は宛て職、業界代表者は団 体等の推薦によるため	6.7%
16	民生委員推薦会	民生委員法	厚生課	11	4		36.4%
17	墨田区地域福祉計画推進協議 会	墨田区地域福祉計画推進協議 会設置要綱※	厚生課	22	5		22.7%
18	墨田区社会福祉法人設立認可 審査委員会	墨田区社会福祉法人設立認可 審査委員会の組織、運営等に 関する要綱※	厚生課	7	0	区職員については、宛て職であるため 外部委員については、継続して委嘱しているため	0.0%
19	墨田区災害弔慰金等支給審査 委員会	墨田区災害弔慰金の支給等に 関する条例	厚生課	8	3		37.5%
20	墨田区障害者審査会	墨田区障害者審査会の定数等 を定める条例	障害者福祉課	10	0	推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
21	墨田区障害者施策推進協議会	墨田区障害者施策推進協議会 設置要綱※	障害者福祉課	21	10		47.6%
22	墨田区地域自立支援協議会	墨田区地域自立支援協議会に 関する要綱※	障害者福祉課	20	9		45.0%
23	墨田区介護認定審査会	介護保険法	介護保険課	121	46		38.0%
24	墨田区介護保険事業運営協議 会	墨田区介護保険事業運営協議 会設置要綱※	介護保険課	24	9	令和2年3月31日で1名退任したため、1名減となっている。委嘱日は未定。	37.5%

	名 称	根拠法	担当課	委員総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性割合
25	墨田区地域密着型サービス運 営委員会	墨田区地域密着型サービス運 営委員会設置要綱※	介護保険課	10	5	令和2年3月31日で1名退任したため、1名減となっている。委嘱日は未定。	50.0%
26	墨田区地域包括支援センター 運営協議会	墨田区地域包括支援センター 事業運営協議会に関する要綱 ※	高齢者福祉課	16	7	委嘱は平成30年5月7日	43.8%
27	墨田区老人ホーム入所判定委 員会	墨田区老人ホーム入所判定委 員会設置要綱※	高齢者福祉課	8	5		62.5%
28	墨田区公害健康被害認定審査 会	公害健康被害の補償等に関す る法律	保健計画課	8	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
29	墨田区大気汚染障害者認定審 査会	墨田区大気汚染障害者認定審 査会条例	保健計画課	5	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
30	墨田区公害健康被害診療報酬 審査会	墨田区公害健康被害診療報酬 審査会条例	保健計画課	5	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
31	興行場法・旅館業法及び公衆 浴場法運営協議会	墨田区興行場法・旅館業法及 び公衆浴場法運営協議会条例	保健計画課	10	1		10.0%
32	墨田区保健衛生協議会	墨田区保健衛生協議会条例	保健計画課	30	5		16.7%
33	すみだ食育推進会議	すみだ食育推進会議に関する 要綱※	保健計画課	14	2		14.3%
34	墨田区がん対策推進会議	墨田区がん対策推進会議に関 する要綱※	保健計画課	13	5		38.5%
35	墨田区感染症診査協議会	墨田区感染症診査協議会条例	保健予防課	10	3		30.0%
36	墨田区子ども・子育て会議	墨田区子ども・子育て会議条 例	子育て支援課	25	14		56.0%
37	墨田区保育園給食調理業務委 託事業者選定委員会	墨田区保育園給食調理業務委 託事業者選定委員会に関する 要綱※	子ども施設課	8	4		50.0%
38	墨田区要保護児童対策地域協 議会	墨田区要保護児童対策地域協 議会に関する要綱※	子育て支援総合セン ター	31	11		35.5%
39	都市計画審議会	墨田区都市計画審議会条例	都市計画課	20	3		15.0%
40	墨田区まちづくり検討委員会	墨田区まちづくり条例	都市計画課	5	1		20.0%
41	墨田区景観審議会	墨田区景観条例	都市計画課	8	1		12.5%
42	建築審査会	建築基準法	都市計画課	5	1		20.0%
43	建築紛争調停委員会	墨田区中高層建築に係る紛争 の予防及び調整に関する条例	建築指導課	4	1		25.0%
44	墨田区防災会議	災害対策基本法	防災課	50	1	各団体の推薦に基づき、任命しているため	2.0%
45	墨田区生活安全推進協議会	墨田区安全で安心なまちづく り推進条例	安全支援課	30	4		13.3%
46	墨田区国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民 の保護のための措置に関する 法律	安全支援課	49	4	充て職のため	8.2%
47	墨田区老朽建物等審議会	墨田区老朽建物等の適正管理 に関する条例	安全支援課	7	1		14.3%
48	墨田区環境審議会	すみだ環境基本条例	環境保全課	14	4		28.6%
49	墨田区廃棄物減量等推進審議会	墨田区廃棄物の減量及び処理 に関する条例	すみだ清掃事務所	18	8		44.4%
50	墨田区教育委員会の権限に属 する事務の点検及び評価委員 会	墨田区教育委員会の権限に属 する事務の点検・評価実施要 綱※	庶務課	3		極めて専門的な知識を必要とし適任者がいないため	0.0%
51	墨田区学童災害共済審査会	墨田区学童災害共済条例	学務課	8	0	区議会及び関係団体から推薦された委員に女性がいな かったため	0.0%
52	墨田区学校給食協議会	墨田区学校給食協議会設置要綱※	学務課	16	4		25.0%
53	墨田区就学相談委員会	墨田区就学相談委員会設置要 綱※	学務課	55	26		47.3%
54	墨田区立幼稚園就園指導委員 会	墨田区立幼稚園就園指導委員 設置要綱※	学務課	14	10		71.4%
55	墨田区教育委員会いじめ問題 専門委員会	墨田区いじめ防止対策推進条 例	指導室	7	3		42.9%

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性割合
5	6 青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	地域教育支援課	41	11		26.8%
5	7 文化財保護審議会	墨田区文化財保護条例	地域教育支援課	7	1		14.3%
5	3 墨田区図書館運営協議会	墨田区図書館運営協議会要綱 ※	ひきふね図書館	0		委嘱は令和2年8月頃、総数は10~12名を予定 ※前任期が令和2年3月末までで、新任期は委嘱された 日からのため現在は未確定としている。	-
	Ⅱ 附属機関 地方自治法第202条の3(第138条の4)に基づく審議会等				275		29.8%

〇根拠法欄に※印のある審議会等は、「墨田区付属機関の設置に関する条例」に基づくもの。

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等(区職員のみで構成する委員会等を除く)

	名 称	根拠法	担当課	委員総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性割合
1	すみだ北斎美術館資料収集委 員会	すみだ北斎美術館資料収集委 員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
2	すみだ北斎美術館資料評価員 会	すみだ北斎美術館資料評価員 会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
3	墨田区献血推進運動協議会	墨田区献血推進運動協議会設 置要綱	保健計画課	35	1	推薦された委員の中に女性が1人だったため	2.9%
4	墨田区放置自転車対策協議会	墨田区放置自転車対策協議会 設置要綱	土木管理課	15	0	要綱により、協議会構成員を組織または組織の役職で 指定しており、任意に選出等することはできないため	0.0%
5	墨田区交通安全対策協議会	墨田区交通安全対策協議会設 置要綱	土木管理課	28	0	要綱により、協議会構成員を組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	0.0%
6	墨田区文化財調査員	墨田区文化財調査員設置要綱	地域教育支援課	3	2		66.7%
7	明るい選挙推進協議会	墨田区明るい選挙推進協議会 規約	選挙管理委員会事務局	14	1	墨田区明るい選挙推進委員の各ブロック座長は各ブロックの互選により選ばれ、その他は規約により、あて職であるため。	7.1%
	Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等			101	4		4.0%
	I + II + II (都の報告値)			1,036	280		27.0%

(参考) 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている書議会等(区職員のみで構成する委員会等)

_	12 - 12 Mary and a second seco							
	名 称	根拠法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性割合	
1		墨田区行政情報化推進本部設 置要綱	情報システム担当	24	2	委員の構成は役職によって決まっているため	8.3%	
2	墨田区指名業者選定委員会	墨田区指名業者選定委員会設 置要綱	契約課	11	2		18.2%	
3	墨田区物品及び業者選定委員 会	墨田区物品及び業者選定委員 会設置要綱	契約課	6	2		33.3%	
4	墨田区用地取得選定委員会	墨田区用地取得選定委員会要 綱	契約課	6	1		16.7%	
5	墨田区財産価格審議会	墨田区財産価格審議会要綱	契約課	12	1	委員の構成は役職によって決まっているため	8.3%	
6		墨田区公有財産管理運用委員 会要綱	契約課	12	1	委員の構成は役職によって決まっているため	8.3%	
7	墨田区公金運用管理委員会	墨田区公金運用管理委員会設 置要綱	会計管理室	9	1		11.1%	

[※] 女性割合は、小数点第2位を四捨五入している。

◆第4章◆

「墨田区男女共同参画推進委員会評価」

凡例

【墨田区男女共同参画推進委員会による評価】

基本目標に対して効果が	大きかった	0
	あった	0
	少しあった	Δ
	なかった	×

基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向(1) **男女共同参画意識を高めます**

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目	標に対して効果が	評価理由等
0	あった	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた事業、男女平等教育、 地域への働きかけなどを継続して実施することによって、効果が出て いることが見受けられる。 事業実施に対する所管課の評価をみると、「実施状況」と「評価理由」 から導き出される評価として、A評価とB評価に、明確な違い(尺度) がないように思われる。効果をどのように計るかが課題である。

● 旅 返 別計画		27 hr an 4 km
課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①固定的な性別役割 分担意識の解消 [事業番号1〜4] (P.11〜P.13)	あった	男女共同参画に直接関係しない事業に関しても、使用するイラストなどについて、性別役割分担意識を感じさせない色使いにするなどの配慮がなされたことは評価できる。 すみだ 女性センターにおける事業において、区民委員の意見を集約し、広報活動において時代に沿った話題を取り入れられたこと、あらゆる年代や属性向けの企画ができたことも評価できる。 保健センター事業において、自主グループが継続されている点も評価できる。 これらの事業を実施することにより、実際に固定的な性別役割分担意識が解消されているのかという効果をどう計るかが課題である。
②家庭、学校、地域 における男女平等 教育・学習の充実 [事業番号5~9] (P.14~P.16)	う あった	学校において、男女共同参画観にたった教材等の使用、研修会等の実施がなされたこと、地域においても活動促進の取り組みがなされたことは評価できる。 事業を実施することにより、意識がどの程度高揚しているのかという効果をどう計るかが課題である。

基本目標1

互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向(2)

一人ひとりの人権意識を高めます

○ 評価基準 <u>基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった</u>

● 施策の方向

基本目標に対して	で効果が	評価理由等
O あっ	った	一人ひとりの人権意識を高めることは当推進プランの根幹であるとの意識のもとで、担当課として多岐にわたる情報発信や理解を高めるための事業を行なっており、◎の評価にも値すると考えるが、その効果の確認方法の確立が必要なので全体の評価は○とする。所管課として当然のことではあるが、慎重かつ十分な検討の結果を自己評価していることがうかがわれる。今回特に冊子「人権感覚」を活用したことは大いに意義がある。内容は羅列的であるが啓発の上ではとても分かりやすく有効と考える。限られた発行部数を有効活用するためにも、重複して配布することのないよう工夫を求める。区民や企業に幅広く配布されることと、単に配布のみでなく有効な広報活動が併用されることを希望する。

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①人権意識の高揚と 情報の適切な活用 [事業番号10~13] (P.17~P.18)	あった	人権啓発冊子「人権感覚」の発行、講演会の実施、など多くの企画が実施され、区民、区職員に向けて広報活動も活発に行われていることがうかがわれ、評価は〇とする。しかし、その効果の検証方法については、確立までには至っていない。それは難しいことであるがその方法を探ることが必要と考える。区報の掲載とHPによる発信が、情報発信ツールの中心を担っているが、区報は全区民に届けられているわけではなく、HPも自らアクセスしなければ情報を得られないため、その他の情報発信手法の活用も期待する。講演会等については、関係者以外の参加者人数を把握するなど、アンケート結果から参加者の傾向を分析し、新規参加者の呼び込みにつなげるなど、事業の広がりを期待する。又、事業番号10番は、区民全般を対象としたものであるが、同じテーマでも、産業界、教育関係、老人会などと対象を絞った企画を他部署と関連して回数を重ねることが有効かもしれない。
②多様な性(LGBT 等)の理解と尊重 [事業番号14~16] (P.19~P.20)	▲ 少しあった	課題自体が近年問題になってきたものであり、所轄課としての対応も緒に就いたばかりで試行錯誤の事と思う。 冊子「男女共同参画社会をめざして」に当該問題についてのページを新設し中学3年生に配布したのは評価される。さらに、理解を深めるための学校との連携などが行われることが大切と考える。 庁内での意識調査や実態把握についての積極的な活動は評価されるが、学習会への参加者の人数は少なく関心の喚起が必要である。 「すずかけ」への記事掲載や町会・自治会での回覧板での広報活動なども有効と思われる。 課題に対する効果は十分とは言えないので△とし、引き続きの対応に期待する。

基本目標1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向(3)	心とからだを尊重する社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
〇 あった	人権侵害の防止、人権教育・男女平等教育の啓発を図るなど人権が尊重される社会づくりに努めている。 パワーハラスメントの法制化に伴い、区内体制らの整備に努めている。 女性の健康支援についても多くの事業で「十分な効果を発揮した」と評価されている。 新型コロナウイルスの対策として、各種イベントを従来通り開催することが困難な場合が生じはじめているが、新たな様式・形態を作り出すことを期待する。

● 袜包川計画		
課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①配偶者からの暴力 (DV)の防止・早期 発見・被害者支援 【DV防止基本計画】 [事業番号17~20] (P.21~P.22)	○ 大きかった	DV(ドメスティックバイオレンス)が重大な人権侵害であることから、パープルリボンプロジェクトやデートDV予防啓発講座を実施し、DV防止に関する啓発を行っている。 DVの様々な問題に対応するため、相談員のスキルアップを図り、また関連機関と連携し、相談者に寄り添った支援を行っている。
②男女共同参画社会 を阻害するあらゆる 暴力の根絶 [事業番号21~24] (P.23~P.24)	あった	人権を尊重する社会づくりに区公式ホームページや啓発紙の発行、DV相談先一覧カードの配布など、DV防止や早期発見のため等の周知・啓発に努めている。同様に教職員には人権教育、男女平等教育の啓発を実施し人権教育の理解に努めている。
③生涯を通じた女性 の健康支援 [事業番号25~29] (P.25~P.29)	○ 大きかった	各種メディアを通じて区民の健康づくりに関する情報を発信している。同時に子育て・健康セミナー・食生活などの講演会・セミナーを開催し運動の推進・啓発に努めている。 女性の健康支援として、妊娠期及び産後の喫煙を防止する働きかけ、各年代における女性の精神的な相談に対応している。またがんの早期発見のため、がんに関する知識を普及啓発し、がん検診の受診を促している。

基本目標1

互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向(4)

安心して暮らせる環境の整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
△ 少しあった	課題①「経済的な困難を抱える人への支援」について、ひとり親家庭に対する給付金や手当の支給は行なわれているが、生活の自立支援への事業については評価対象となっていない。また、課題②「高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり」では、外国人や高齢者・障がい者に対しての支援に、男女共同参画の視点での効果はみられない。したがって、施策の方向(4)「安心して暮らせる環境の整備を進めます」の事業内容について、基本目標1「互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ」に対する効果を「△」とする。

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①経済的な困難を 抱える人への支援 [事業番号30~31] (P.30)	あった	就労の厳しい状況にあるひとり親家庭に対し、能力開発や生活の安定のための支援は行なわれている。特に、ひとり親家庭の場合には子どもの進学にも影響を及ぼしており、世代間連鎖を断ち切るためにも切れ目のない支援が必要である。 自立支援に向けた各種相談事業や、生活支援に関する事業の多くが*印の事業にあたるため、今回は「プラン進捗状況及び所管課評価」はあげられていないので、評価することが出来ない部分となる。 →これらのことから、評価を「○」とする。
②高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・ 安心に暮らせる 環境づくり [事業番号32~35] (P.31~P.32)	▲ 少しあった	本課題のための事業は、15事業あるが、評価対象事業は4つである。さらにその中の「バリアフリー化の促進」については、計画がなかったことで評価対象外となったため、3つの事業からの課題評価となった。このことで、本課題が抱えるいくつかの側面は評価できなかった。また、本課題は、直接的に男女共同参画の視点からの効果に結びつきにくい感があるといえる。 墨田区には1.3万人弱の外国人住民が暮らしており、特に近年の転入率の高さは際立っているが、外国語翻訳アプリ相談の活用者が極めて少ない。タブレット端末の利用に関する周知が足りていない可能性もある。また、介護事業者を対象とした人権講演会の開催頻度が、年に1度で適当かは検討の余地があると考えられる。 → 以上のことから総合して、評価を「△」とする。

基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ

【女性活躍推進計画】

施策の方向(1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標	標に対して効果が	評価理由等
0		基本目標2の施策の方向(1)は「子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます」であり、このテーマは男女共同参画の推進にとって非常に重要なテーマであると同時に、子育て支援・次世代育成や、高齢者支援・障害者支援等とも深く関わっているため、男女共同参画推進プランの対象事業としては7事業(事業番号 36~42)と比較的少なく、組織横断的な幅広い取り組みが求められる。この課題に該当する7事業の所管課評価は、AとBがほぼ半数(A評価が3事業で、B評価が4事業)となっている。これより、着実に各事業を展開した結果、顕著な効果を生み出すほどではないが、地道な効果を発揮していることが確認されるため、推進委員会の評価としては「〇基本目標に対して効果があった」とする。今後、これらの事業のさらなる充実と区民への周知を図り、より大きな効果を生み出すような取り組みを期待したい。

→ 味起が計画		T
課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①男女が共に担う 子育てへの支援 [事業番号36~40] (P.33~P.35)	あった	この課題に該当する事業は、事業番号36~40の5つであり、所管課の評価としては、事業番号36と38がA評価で、37、39、40がB評価となっている。これらの事業で注目すべき特徴は、事業番号36(男性のための育児教室の実施)と、事業番号37(男性の子育で参画支援講座の実施)において多くの男性が参加していることであり、男女共同参画の観点から高く評価すべきであろう。また、事業番号39(学童クラブ事業の実施)において、学童クラブを拡充したことも「仕事と生活の調和」の観点から評価すべき点である。その一方で、事業番号40(一時的に子供を預かる子育て支援事業)において、ショートナースリーへの申込や相談はあったが、結果的に実際の利用には結びつかなかった。これに関しては、区民にとっての利用しやすさと周知の仕方という点でさらなる工夫が求められる。以上のことをふまえ、推進委員会の評価を「〇基本目標に対して効果があった」とする。
②男女が共に担う 介護(介助)への支援 [事業番号41~42] (P.36)	あった	この課題に該当する事業は2つ(事業番号41と42)のみで、それぞれ所管課評価がA(事業番号41)とB(事業番号42)となっている。介護・介助については、男女共同参画以外のテーマを主たる目的とする事業が多いため、男女共同参画としては、これに関する事業数が少なくなることはやむを得ないが、今後の超高齢化社会に向けて男女共同参画の立場からの事業も充実させたいところである。当委員会の評価としては、2つの課題とも、年度末の新型コロナウィルスの影響を除けば、着実に事業を実施し、派手さはないが区民への地道なサービスを展開しているため、「〇基本目標に対して効果があった」とする。今後は、こうしたサービスを広く区民に知ってもらう広報活動の充実が求められる。

基本目標2	女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ
	【女性活躍推進計画】
施策の方向(2)	男女がいきいきと働けるよう支援します

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
〇 あった	墨田区における女性管理職の増加、保育コンシェルジュ事業の充実、求職者に対する支援、区民や事業者に対する意識啓発事業など、基本目標に対する効果はあったと考える。 しかし、現役労働者が、輝き活躍でき、いきいきと働くための支援が少ないように見受けられることが、残念である。現役労働者に対する支援となると育児や保育に重きを置きがちであるが、育児・保育だけでなく、労働環境の改善、働き方改革の支援、メンタルヘルスへの対応などたくさん考えられる。様々な施策を検討し、より基本目標に近づいてほしい。

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①働く場での女性の 活躍推進 [事業番号43~45] (P.37~P.38)	う あった	墨田区における女性管理職の目標数字を令和2年度までに20%目標と掲げており、その目標に着実に近づいている。ただ、過去5年間の管理職試験の女性受験者数を調べてみると、横ばいで受験者数が増えているとまでは言えない。保育コンシェルジュ事業は、それぞれの相談者に寄り添った充実した内容となっており、区民に対するPRも出来ている。今後も継続して取り組んでほしい事業である。また、区内事業所と区内で就職を希望する労働者のマッチング事業は、現在までに就職によるミスマッチもなく離職者は顕在化していないとの事である。ハローワークとの役割分担もあり、区としては区内事業所支援の立場ではあるが、この事業を通じて就職された区民の満足度などが知りたいところである。
②就業における男女 共同参画の推進 [事業番号46] (P.39)	あった	就業を希望する区民に対するキャリアカウンセリング、適性診断などについてのアドバイスは再就職への効果をあげており、就職のミスマッチもなく、離職者もいない等、概ね順調に事業を行っている。 しかし、現役労働者に対するキャリアカウンセリングも対象としているものの、その利用は、求職者9割に対し現役労働者は1割とのことであった。中小企業では自社内でのキャリアカウンセリングの実施が難しい。そのため、現役労働者に向けたさらなるPRが求められる。是非、墨田区のこの事業を利用して、よりいきいきと働けるよう支援してほしい。
③ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進 [事業番号47] (P.40)	あった	墨田区が独自に開催した事業者向けワークライフバランスセミナーは内容も素晴らしく、時機を得たテーマとして、非常に役立つ内容であった。しかし、残念なのは参加人数の少なさ、集客方法については検討が必要。今後は、コロナ禍におけるセミナーの実施形態として、従来通りの対面方式では難しいのではないか。ZOOMなどを使用したWEB講義などの導入を検討してほしい。東京都労働相談情報センターとの共催によるセミナーは、例年通りで、参加人数・テーマともに安定感がある。

基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ 施策の方向 **男女共同参画の視点で地域力を高めます**

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が		評価理由等
0	あった	「男女共同参画の視点で地域力を高める」という施策の方向について、所管課評価は審議会等の女性任用向上(C)、地域での福祉活動等(A、B)、防災分野で(B、B)評価であった。 所管課は、当該施策の方向推進にむけて事業計画や助成、事業運営の工夫等により、男女共同参画の視点を踏まえた地域活性化の施策に進捗があったと評価できる。その結果、基本目標(性別にとらわれずにあらゆる分野で協働するまちづくり)に効果がみられたことから、「〇」と評価した。 意思決定過程への女性参画推進については所管課自己評価のとおり第5次計画での進展が期待される。

● 床起力計画			
課題	基本目標に対して効果が	評価理由等	
①意思決定過程への 女性の参画推進 [事業番号48] (P.41)	あった	区における各審議会への女性委員の任用30%を目標に、意思決定過程への女性の参画推進をはたらきかけたが、平成29年28.8%、平成30年 26.5%、平成31年28.7%と、事業計画の効果は十分ではない。それに対して、職員啓発誌への任用促進にむけた啓発記事の掲載や、各課に直接依頼等の活動が行われた。しかし、第4次計画事業(プラン進捗報告書記載・区HP公表)と同様、数値目標には至らず、今後、改善に向けた計画等の検討が必要である。	
②地域における男女 共同参画の推進 [事業番号49~50] (P.42~P.43)	あった	社会福祉協議会が推進する町会・自治会などでの小児から 高齢者の幅広い世代を対象とした地域福祉活動に対し、助成 事業が行われ、地域共生の向上が図られた。 また老人クラブ・墨労連活動の活性化の支援と、特に高齢 男性の参加意識の向上のため、訪問・講習・活動事業の企画 と実施を支援し、男性の地域活動への参画をめざす事業の進 捗がみられた。延べ参加者数等、事業実施の効果が評価で きる。	
③防災・防犯に おける男女共同参画 の推進 [事業番号51, *] (P.44)	○ 大きかった	避難所運営体制については、策定段階から女性の視点を取り入れ計画していたため、東日本台風時の避難所開設時には、女性用トイレ管理などに適切に運用され、事業計画効果がみられた。また、区内で防災士資格を取得した女性に対して、都の防災リーダー養成講座を紹介したことで受講に至った。また、東日本大震災における自治体対策情報を得る際に男女共同参画の在り方にかかわる情報収集など、人材育成の機会が提供され、事業計画について効果が評価できる。	

基本目標4	区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ
施策の方向	計画の推進体制を充実します

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
— 評価対象外	

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等	
①男女共同参画推進 体制の充実・強化	━━ 評価対象外		
②すみだ女性センターの機能充実・活動強化	━━ 評価対象外		
③民間団体、企業への情報提供と啓発	━━ 評価対象外		

基本目標1~3

総括評価



令和元年度墨田区全体事業数延べ 146 事業のうち、男女共同参画推進プランに直接関わる 51 事業を評価対象とし、男女共同参画推進プラン(第 5 次)による計画フォーム7項目(めざす効果・事業内容・事業計画・実施状況・評価理由・次年度計画・評価段階)を用いて、各所管課が、進捗等につき自己評価を行った。男女共同参画推進委員会においては、所管課自己評価資料に基づいて、基本目標(1~3)施策の方向、施策の課題について第三者評価を行った。評価は、基本目標に対して、効果が(大きかった・効果が有り・少し有り・なし)の 4 段階とし、「計画事業の実施・進捗」と「男女共同参画視点の充実」、「区民反応の把握」に関する総合評価とした。

その結果、総括評価として、基本目標に対して各所管課の事業は、男女共同参画推進計画の基本目標に「効果があった」(〇)と評価した。

1. 総括評価理由

1)本委員会では、施策の7方向のうち 6 件(効果有り)・1 件(少し有り)と概ね「効果有り」と評価した。施策全体の 17 課題のうち 12 件 71%で(効果有り)と評価し、その他は 3 件(効果大)・2 件(少し有り)と僅かで「効果なし」は皆無であったことにより、「効果があった」(〇)と総括した。

2)評価事業課題の内容として、施策課題で事業進捗の「効果大」であったのは、基本目標1(知識・意識・人権の向上)の DV 防止基本計画と、女性の健康支援、防災・防犯における男女共同参画計画の課題であった。計画の効果が「少し有り」であった評価は、安心して暮らせる環境整備施策と、多様な性の尊重の課題であり、とくに次年度の進捗が期待される。

2. 講評

1)本年度は、所管課による評価対象事業数を厳選した結果、所管課の事業企画・内容が焦点化され、当該事業推進・内容の検討が容易になり向上を認めた。一方で、事業の規模など具体的評価に止まり、今後、「施策の方向」など、所管課による大局的な施策への貢献の進捗評価の視点への言及が望まれた。本年度選択した事業で、評価事業が狭まり、5年間の継続評価により、施策の方向性について包括的な進捗を把握・評価できるか継続検討が必要とされた。

2)墨田区はこれまで早期より男女共同参画推進施策を策定した経過があり、「男女の地位の平等」など基本的課題を核として、高齢・障害・国籍・経済など多様な社会的課題の事業進捗が包含されている。今後、高齢者介護を支える側の協働など、現代的課題として検討する役割が期待される。

3)開催事業に関する区民参加や、男女の地位の平等意識の一層の向上をめざし、開催事業及び意識啓発について、区報やミニコミ誌、SNS や関連組織への事業案内、研修企画など多様な方法を駆使して、区民に周知し進捗を期待したい。

4) 所管課の評価方法について、第5次計画評価フォーム項目として、評価段階には評価理由の記載が求められているが、A(十分な効果有)と比べ、B(概ね効果有)とした所管課内の評価理由が十分読み取れない課題があった。前年度の所管課評価や、課で策定した同年度の事業計画と比べて評価するなど検討を要する。次年度事業計画への反映を期待したい。

5) 所管課の評価において、人数等の増減を、評価理由に挙げる場合は、根拠となる数値も、併せて提示されることが望まれる。

6)コロナ感染拡大防止により、今後も、数多くの事業に中止が生じると予想される。東京都や墨田区等の施策の 方針に基づき、事業進捗と評価方法について継続的検討が必要といえる。

◆参考資料◆

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 性別による差別の禁止等(第9条)

第3章 基本的施策(第10条—第13条)

第4章 苦情調整機関(第14条-第21条)

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会(第22条—第27条)

第6章 雑則(第28条)

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊厳と両性の本質的平等は、すべての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いでもある。

墨田区は、中小企業や自営業者が多く、その中にあって女性は、事業経営に積極的にかかわりつつ、家庭生活、地域活動等において 重要な役割を果たし、下町すみだの発展を支えてきた。

墨田区では、このような地域性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による 差別の解消に努めてきた。

しかしながら、現代社会には、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在し、その解消が急務となっている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、性別により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、女性と男性が共に責任を分かち合う男女共同参画社会を形成し、もって個人の尊厳と法の下の平等を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 女性及び男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって女性及び男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、女性又は男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

(1) すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。

- (2) すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (3) 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (5) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(区の青務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。
- 3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(区民の責務)

- 第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の青務)

- 第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者及び地域団体の協働)

第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

第2章 性別による差別の禁止等

(性別による差別の禁止等)

- 第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「ドメスティック・バイオレンス」という。)を行ってはならない。
- 3 何人も、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害し、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を 与えること(以下「セクシュアル・ハラスメント」という。)をしてはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

- 第10条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体等の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22

条に規定する墨田区男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。 (推進施策)

- 第12条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
 - (1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
 - (2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策
 - (3) 女性と男性が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策
 - (4) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策
 - (5) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策
 - (6) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施策
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な施策

(拠点施設)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施 策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。

第4章 苦情調整機関

(設置)

第14条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者及び地域団体(以下「区民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、墨田区男女共同参画苦情調整委員会(以下「苦情調整委員会」という。)を設置するものとする。

(申出の範囲)

- 第15条 区民等が、苦情調整委員会に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 性別による差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関すること。
 - (2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。
 - (1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
 - (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
 - (4) この条例に基づく苦情調整委員会の判断に関する事項

(所掌事務)

- 第16条 苦情調整委員会は、区民等からの申出について、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 前条第1項に規定する事項に係る調査又は区民等に対する調査に係る協力要請に関すること。
 - (2) 前号の調査(前条第1項第1号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき行われる関係者に対する助言、指導、是正の要請及び意見の表明に関すること。
 - (3) 第1号の調査(前条第1項第2号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき行われる是正措置等を求める勧告又は改善意見の表明及び当該勧告又は改善意見の公表に関すること。

(職務の遂行)

第17条 苦情調整委員会は、前条に規定する事務を行うときは、合議によりその決定を行うものとする。

(定数等)

第18条 苦情調整委員会の委員(以下「苦情調整委員」という。)の定数は3人以内とし、男女共同参画社会の形成に関し優れた人格・識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、政党その他の政治団体の役員又は 苦情調整委員会の公正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情調整委員は、再任されることができる。ただし、在任期間は、連続して2期を超えることができない。

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推准委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第24条 推進委員会の委員(以下「推進委員」という。)は、15人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあっては、その代表者)、地域団体の代表者等の中から、区長が委嘱する。

2 推進委員は、女性又は男性のいずれかの一方の性が委員の総数の6割を超えてはならない。

(委員の任期)

第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書

令和3年1月

発 行:墨田区総務部

人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当

墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL: 03-5608-6512

